

大蔵委員會議録 第十六号

昭和二十六年二月十六日(金曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直巳君 理事 田中繼之進君

大上 司君 川野 芳満君

佐久間 徹君 島村 一郎君

高間 松吉君 三宅 則義君

水田三喜男君 宮崎 靖君

宮腰 喜助君 松尾トシ子君

竹村奈良一君 澤澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官 平田敬一郎君

(主計局長) 高橋 備君

委員外の出席者

議員 並木 芳雄君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月十四日

委員橋本金一君辞任につき、その補欠として早稲田柳右エ門君が議長の指名で委員に選任された。

二月十四日

漁業権補償金に対する課税の特免措置に関する陳情書(東海北陸七県漁業協議会代表島島徳次郎)(第二二一號)

退職積立金及び退職金の免税に関する陳情書(日本経営者団体連盟代表三鬼隆)(第二二三號)

第一類第六号 大蔵委員會議録第十六号 昭和二十六年二月十六日

本日の會議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五五號)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二六六號)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二七七號)

登録税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八八號)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二九〇號)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇〇號)

骨牌税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三一〇號)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三五五號)

夏堀委員長 これより會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外七税制改正法律案を議題といたします。竹村君。

○竹村委員 私は少し政策的な面もありますので、実はできれば大蔵大臣あるいは政務次官にお願いしておつたのでございますが、先般本委員会において同僚官廳委員からの一応政策的な面についても、局長がお答えされておりますので、そういう点にわたるかも知れませんが、ひとつ御答弁を願いたいと思います。

まず第一点として、これはもうわかり切つたことであつて、こういうことをお尋ねすること自体がどうも愚問でありまふけれども、しかし一応お伺い

しておきたいと思うのであります。今度出されました税法の改正案の説明によりまして、少くとも減税とは、結局におきまして、説明書にも言われておりますように、国民負担の軽減をはかる。すなわち実質的には国民の税負担の軽減にならなければいかぬ。真に国民負担の軽減をはかつて、しかも国民の生活を向上せしめるところの意味を持つのが減税である、こういうふう

にきわめて明瞭に説明されておるのであります。そういったしますと、今度の減税は、国民負担を軽減することが主眼であり、実質的にもそうである。このことが政府において確認されなければならぬと思つてあります。従つて私はこの愚問に似たような質問をいたすわけでございしますが、この国民負担を軽減するといふ点については間違いないかどうか。これをまず最初に伺いたしたいと思つてあります。

○平田政府委員 ただいまの竹村さんのお話の点は、一昨日でございましたが、官廳委員のお尋ねにお答えいたしました通りでございまして、私どもは実質的に負担の軽減になるというふうに考へております。

○竹村委員 それはその通りで、そういう意図でなされたと思つてあります。それでこれはひとつ伺いたしたいのでございしますが、たとえば政府は声の大にして七百四十三億余円というものが減税になる、こういうふうに言つておられるわけでございします。ところが昨年度の予算に比べますと、実質的

にはわずかに五億五百五十万円、それだけの減税にしかならぬ、こういうふう

に説明されておられるわけでございします。これは改正しなかつたならば、七百四十三億四千万と多くなるのであつて、改正したから結局七百四十三億四千万と、四百三十億円が多くなるという説明でありますけれども、しかし予算と比べましたならば、事実上における税収入の面におきましては、五億五百五十万円だけが減税になるのであります。そういったしますと、結局政府の意図するところは、物価の値上り等から見て、当然改正しなければ実質的には七百四十

三億余円とれるものをとらない。従つて去年から見たならば五億五百五十万円というものが減税になるだけだが、実質的には改正しなかつたならば七百何億とれるやつをとらないのだから、それだけ減税になる、こういう説明だと思つてあります。そういういたしますと、そこで問題になりますのは、つまり物価の値上りというふうなもの、はたして国民生活の向上になつておるかどうか。そのことが議論の中心だと思つてあります。この点で政府は一体どう

いうふうに考へておられるか。

○平田政府委員 お話の点の中で、物価の関係を考へるべきじゃないかという考へ方、これは私非常に大事に考へ方だと思つてあります。そういう点私どもよく研究いたしておるのであります。ことに一番問題なのは給与所得なんかにつきまして、減税になるからぬかというところと思つてありますが、

そういう場合にしましては、結局今の物価指数で一番一般的でありますところの消費者物価指数が、私どもは公平に購買力を示す一番代表的な指数だと考へております。これがどういふふうになつておるかということが、今のお話のような場合における中心問題じゃないかと思つてございします。それでこの指数につきましては、前国会でも竹村さんにたしかお話をしたと思

いますが、皆さんの常識とやや違つたかもしれませんが、率直に申し上げまして非常に安定している。昭和二十四年の平均を一〇〇といたしまして、消費者物価指数の動きがどうなつておるかといふことを、私も非常に注目をもつて見ておるのでございしますが、

朝鮮動乱後若干上りましたが、十一月の水準が九三・五でございします。十二月には年末で少し上りましたが、それでもなお九七・五、二十五年度の一月が九八・三、従つて十二月は少し上りましたけれども、二十五年度の一月に比

べますと、まだ少し下つておる。こういう状態でございます。これに對しまして貨幣賃金は相當ふえております。二十四年度の一箇年を一〇〇にいたしまして、全産業の貨幣賃金というものは十一月現在で一二五・三、つまり貨幣賃金の方は二割五分だけ上つて

います。十二月はもう少し上つておると思つてありますが、これはまだ統計がございせんので、十一月の数字を申し上げたのでございしますが、十一月は一二五・三に上つておる。それから申しま

それから今安本の指数をお話になり
ましたが、卸売物価、なかなか生産
材の物価は朝鮮動乱の直前と比較しま
すと、相当上つておるようでありま
す。しかし現実には消費者の、ことに
給与所得者との関係において重要な
は、そういう指数にあらずして、全体
を総合して現実家庭において購買す
る物資の価格、それを表現するところ
の消費者物価指数、これが一番よりど
ころになるいい指数だというふうに見
ておりますので、その点そういう基礎
の上に立つて私立論しておるのであり
ますことを、御了承願いたいと思いま
す。

○竹村委員 もちろんそれではまあこ
ういうところから推し進めまして、
技術的な、十二月の指数が九七・五で
ある。一月が九八・三である。そうす
ると、一月と現在とでは比較にならぬ
ほど生活物資の小売価格、あるいはそ
の他にいたしましても上つておること
は事実であります。しかし私の申しま
したように、かりに二〇％上つたとい
たしまして、これが二〇％上らない
で、一〇％上るとどまるかも知らぬ
し、あるいはまたどうなるかも知らぬ
ませんが、しかしそういうことは別問
題としまして、たとえばかりに私は
こういうあなたの方から出されました
税制改正の要綱の表をとるのに便利だ
から、一底二〇％と申しただけであり
ますが、かりにこれが一〇％上つたと
しても、現在の見通しにおいては、実
際十二月と現在と比較いたしますと、
織物類あるいはその他の生活物資にし
ましても、相当上つておることは事実

だけでも、かりに一〇％上った。それだけ給与改訂したといたし、私にしてみても、私の先ほどから申しました論からいいますと、実質的にはひとつも減税にならないのじやないか、私はこういうふうに考えます。もちろん二〇％上った場合においてはこれは簡単に、先ほど

申しましたように、実質的には百七四の増になるわけであります、この点は私ははつきりしていると思う。しかももう一つはそういうような立論だけの裏づけがなしに、一昨日長官はどういうように言われたかと申し上げます、国民の税金負担の割合は二十四年度では二四％であり、二十五年年度では二三％であつた、今度の改正案では二〇％になるのだ、従つてそれだけ負担が軽減するのだ、こういうふうにおつしやいます、しかしこの税法の全体を通じて見まして、これははつきり政府も説明されておりますように、いわゆる法人所得、法人に対するところの大幅な軽減をやつておられる。これは後ほど法人の問題について、お伺ひいたしたいと思つたのでありますけれども、しかし法人所得は資本蓄積の意味から大幅な減税をやつておる。これはいろ／＼あるわけです。従つてその点から申しますと、たとえば全体から見

○平田政府委員 どうも竹村さんはんは私の申し上げている事実を認めておられないと思うのですが、もう一べん申し上げますと、消費者物価指数は二十四年を一〇〇にして、二十五年の一月が九八・三、二十五年の十一月が九三・五で、十二月が上りまして九七・五、

十二月が上つていますけれども、去年の一月に比べますとまだ低いのです。これに對しまして賃金の方は三十四年の平均を一〇〇にいたしました——これは十二月はまだわからないのですから、十一月を申し上げますと、一二・五・三というふうになつておりました、従つて實質的賃金は三割程度よくなつてゐる、かういふようなことが言ひ得ると思ふのであります。こゝういふ事實を前提にいたしまして考えます限りにおきまして、所得税の控除、税率等の軽減を行いますと、これは實質的軽減であるということを申し上げてゐるわけでありまして、その事實は少くとも竹村さんは認めていたとしても、いいのじやないかと思ふのであります。それからさらに仮定の上になつての御議論であります、これは率直に申し上げますが、私もさつき言つたように、かりに消費者物価指數が二割上つた。それに伴ひまして貨幣

のことを、重ねて申し上げておきたいと思ひます。もう一つ、二週上つた場合におきましても——今の場合見方ですすが、百円ほど実質的増税になるとおつしやるのですが、そういう見方は、こゝれまた私は正しくないと思ひます。所

得が二割ふえたために税金がお話の通り——さつきの一万円のところが一萬二千円になりますと、六百八十三円が七百九十円になります、これでも所得税額の増加は百七円で、所得の増加よりも少いわけですね。六百八十三円に對する二割の増加でしたら百三十何円、この百三十何円ふえるということとは、それは負担の増でも何でもないといふ私どもも思いますが、以下でございますから、かりに竹村さんが考えられました二割の場合を考えましても、実質的に若干の減税になつてゐることは事実であります。しかしあなたのような考え方をしなくてはならぬということにおきましては、私も別に否認してゐるわけではない。ただ百七円が実質的に増税だとおつしやるならば、これは反對である。私はそうはならぬと思う。

むしろこの場合におきまして、二割程度物価が上り、二割程度名目賃金があつたような場合を考えても、なお実

いますと、それはやはり若干の実質的減税にはなる、フルにはならないということは申し上げておきたいと思う。これはまた討論におきまして、適当に引用をされては困りますので、特にそのことを明らかにいたしておきたいと

存じます。

もう一つは国民所得に対する問題でございしますが、これは法人だけの減税になつて、個人の減税にはなつていないというところでございますが、そうではございません。法人の収入はむしろるる予算上もお話のように増収になつておりまして、竹村さんの御議論をもつてしますと法人税五百七十億、来年は減税にもかかわらず六百三十億、差引き六十億の増収を計上しておりますが、これはおそらく増税とお話になるのですか。先ほどの論法で行くと、法人税はおそらく増税する、こういう議論にもなりかねないと思いますが、私は法人税については利益がふえるに伴ひまして、収入がふえる分は自然増収としてそれを計上する。その半面資本蓄積等に伴ひまして必要な措置はそれぞれ講じまして、それでもなおかつ去年の予算に比べまして法人税は来年はふえる、こういうことになつておるわけ

でありまして、この点増税と増収の關係を、いろいろ簡單ではありませんが、御理解願いたいと思います。国民所得に対する税の負担の割合はお話の通りであります。二十四年度は二七・七、二十五年度二二・三、本年度は二〇・三、五五〇のところに達すると思つて、これはまさに実質的な税の負担がふえるか減るか有力な一つの数字である。ただ先般も申し上げましたように、国民所得というものはやはり私は完全な調査というものは言いくいのですが、一応調査しております国民所得をもとにすると、そういう議論が言えるといふことだけは、暫保をしてもらつてもつてつこうですが、まずそのことは問題はないことだと思つて、

○竹村委員 今いろいろ答弁されましたが、法人のことについては、後刻その点は明らかにして行きたいと思つて、もちろん予算上は昨年と比べて増税である。その点は間違ひはない。しかし私の考えでは、予算上ではそれは増税であるけれども、しかしながら現在法人所得というものがどうなつておるか。昨年と比べてのあれだけの増税だけで、問題はたとえ予算上かりにいいとすると、六十三億の増税になつておる。わずかに六十三億だけの増税で、法人というものがこれ以上の利潤を上げておるといふことを抜きにするならば、今あなたのおつしやつた通りでございまして、そうではなしに数十倍、近來日本の企業始まつて以来の大きな利潤を上げておるといふことは、経済学者全部が指摘しておることでありまして、それがわずかに六十三億であつては、これは私は法人の減税である、こう考へておりますが、この点に

つては後刻伺うことにいたします。さて次にもう一つはつきりしておきたいのは、先ほど私が申し上げましたように、かりに二〇％の場合に百七円の増税になる。これは先ほど説明されましたが、私は納得行かない。やはりそうなると思ふ。なぜなら、もつとつきり申しますと、改正前において一万円であつた場合には六百八十三円しかつておらず、これは仮定の議論ですが、かりに二〇％増税の場合に、給料も二〇％上つたという場合には、改正されて一万二千円になつた場合に、七百九十円というものをとて、税金として払わなければならぬ。一万二千円になつた場合、物価はやはり二〇％上つておるのだから、一万円のものが一万二千円になつても、これは実質的には一万円と同じである。ところが七百九十円というものをいふゆる税金として払わなければならぬ。今までも物価が上らなくて一万円であつた場合には、改正してもらわなくてもやつぱり六百八十三円であつたものを、七百九十円払わなくてはならぬといふことになる。労働者のほんとうの負担、給料者のほんとうの負担からいいますと、やはり一箇月には実質的には百七円の増税である。私はこの点はやはりいふまでもない事実だと思ふ。それはもちろん一万二千円になつたそのときには、二〇％も上つた。だからこれは税法を改正して、それから基礎控除をもつとふやすのだ、あるいは扶養控除をもつとふやすのだ。だから現在言われるような七百九十円はとらな

い。もつと税制を改革するのだ。こういう御議論ならつてつこうです。政府が、実質的にそういうふうになつた場合には、かりに二〇％上つて、給料が二〇％上つたという場合には、やはり税法というものをもう一べん改正するのだ、こういうふうにおつしやられるのなら別でありませうけれども、このままやはりとつて行くといふことになりまふならば、私はやはり百七円の増税である、こう思ふのであります。この点はどうでありませうか。

○平田政府委員 非常にいいところを御質問でございましたが、重ねて申し上げます。たとえば一万円の所得が物価が二割上つたために、一万二千円になるというところは、つまり一万二千円の貨幣の購買力と、一万円の貨幣の購買力が結局同じだ、こういう前提に立つと思つて、そうしますと、今お話の一万円から六百八十三円引きました手取りの所得の購買力と、一万二千円から七百九十円を差引きました所得の購買力のどちらが大きい。これによつて私は判断がきまると思ふので、それは一万二千円を一万円に還元してもらつても、また一万円を一万二千円に還元して比較してもらつてもいいのですが、手取りは一万二千円で七百九十三円税金を納める場合がふえるのです。これはひとつよく計算してみてください。よくおわかりにならなければ、計算例を差上げてもいいです。が、わずかにふえる。それはもちろん全額ふえるわけではございませう。そこでさつき申し上げましたように、私はこれでもなお二割程度まで減したら、まだお話の指摘された所得階級については、実質的には若干減税になるといふことを申し上げたのは、そういうことを申し上げたのです。これは竹村さんの言われるように、單に所

得の税額が百七円ふえるから、実質的増税になるのだといふことにはならぬと思ふ。これは物価が五割もふえて、それから名目賃金がそれに應じて五割ふえておる、こういう場合でしたら、おそろく完全に竹村さんの議論が正しい。完全にではございませうが、額は違ひますが、そういう傾向になつて来る。またこの税法の改正でも、二割程度でございしたらなお実質的減税になる。ただ全体が実質的減税になつておるとは申しませんが、実質的には重くないと思ひます。この点なお必要でございしたら、精密な計算をいたしまして、もつとわかりやすい御説明を申し上げてもいいと思ひますが、その点に關する限りは、そうでございします。將來さらに物価が上つた場合において、租税政策をどうするか。これは私は今その問題と關連しては触れていないわけではございしますが、ただ実質的増税になるかどうかという議論でございしますから、そのことを申し上げて、はつきりいたしておきたいと思ひます。

○宮澤委員 ちやうど一昨日の減税といふ問題について議論があらますので、簡単に局長さんにお尋ねしたことに、竹村委員から綿密なお尋ねがあらますので、本来なら竹村委員に継続して御質問を願ふ心組であります。したが、ちやうど一昨日の減税について少し質問を始めて、それがそのまゝになつております。何とかまとまりをつけたいと思ひまして、特に竹村委員の御了解を得て発言を許していただいたのであります。

そこで関税の方について少しお伺いいたしたいのであります。もちろん関税法の改正と申しますか、関税定率法の改正と申しますか、これは本国会に出していただける御準備があるように承つております。従ひまして法律案の細目につきましては、その節においてお伺ひしても決しておそくはないと思ひますが、関税法は国内の税法に比しまして、そのウェイトの点では軽重がなからうと思ふくらい重要な時代になつて参りました。ただに税収の面だけでなく、日本の産業復興という立場から考へまして、あるいはウェイトが重いかとも思われるわけでありまして、そういうときに、提案せられます関税定率法の改正といふものが、ある程度コンクリートのものになつて参りまして、われわれの考へております思想や方針というものが、もし盛り込まれていない。そのときになつてくちのようなどと思ひますので、この際、現在御検討になつております関税定率法の改正の内容につきまして、どういふ方針を盛り込まれておるか、こういうことを伺ひたい。

そこで質問は簡単に申し上げますが、まず現在におきましては、先日もちよつと触れましたが、従價税率といふものがまつたく無税になつたやうな物価変動の影響をこうむつておるのであります。むしろ関税定率法の改正は、従價税率に変更の要のあるといふことは、これは議論のないところであらうと思ひます。また日本の中にあります関税審議會等の意向は、どんなふうに動いておるか。このことの大事を伺ひたい。

さらには国際協定への参加の見通し

であります、ITOと申しますか、あるいはGATTと申しますか、戦後に開税及び貿易に関する一般協定が結ばれておりまして、各国はこれに参加いたしておりますが、日本は入っておりません。各国がやはり貿易政策上開税を重視いたしまして、自己の貿易振興のためにいろいろ面々活動しております。日本はこれに入っておりません。やはり開税定率法を改正いたします以上、この協定に参加ができるかどうか。すぐにできなくても近き時期にできるか、こういう点についてのお見通しをいただきたい。今回の開税定率法の改正につきましては、国内産業に開税上から見ました保護政策をとるのか、とらないのか。ことには輸入食糧に對する課税の問題は、どういふふうに処理せられて行こうと思われぬか。この方針を、大体この五つでつけようであります、お示しをいただき、それについてさらに附加的な御説明がありましたら適当にお話をいただきたい。

○平田政府委員 お尋ねの開税定率法の改正の問題は、相当重要な問題でございます。今政府におきましては細部の案をとりまとめ中でございます。実は率直に申し上げまして、開税定率法の税率が、大分最近の事情に合致しないものになっておりますので、今少し早く成案を得て、国会の御審議を煩わすつもりでいたしておりますが、各方面と開通が深くなく、今まで延び／＼となつて来たのでございます。しかし何としましては不合理が多いので、私もとしましては今度の国会にはぜひ提出いたしまして、できる限り最近の

事態に即応した新しい開税率にしたいというところで、目下とりまとめ中でございます。そういたしまして、その中でどういふ点がおもな改正事項かと申しますと、今宮崎さんから御指摘があつたような点が、私も重大問題と考えておるのであります。

まず第一は開税定率法で今定めております従量税、これはインフレの結果非常にノミナルなものになつておりまして、開税率としての意義をほとんど果しておりません。物価が二倍近くになつたに伴ひまして、開税率が実質上二百分の一に下つておる。こういうような結果になつて、ほんとうの意味におきまして開税率としての効果を有しておりませんので、これを最近の事態に應じて、妥當な開税率に修正するというのが第一点でございます。

それから第二点は、その反面、今の開税定率法並びにぜいたく品等に対する特別課税といつたようなものがございまして、最近の世界の開税率の傾向から申しますと、高過ぎるものが実は一方においては相当あるものでございます。これは従価税方面において特にございまして、そういうものにつきます。今まではこの際相当下げた。最高のもを、五〇％ぐらいにするというつもりで下げたといふことしております。それから第三点といふことは、一般的に最近の産業の発展等を考えまして、日本の産業の保護といふことをやはり中心にいたしまして開税率を考えたい。その際におきましては、もちろん保護を要する産業と保護を要しない産業、それから保護育成をはかりましても見込みのあるかないか、そういう

点を各品目ごとに検討いたしまして、それ／＼妥當な開税率を定めたいと考えております。その際におきましては、最近の世界の傾向が、やはり開税率はなるべく低くするといふ傾向に戦後なつておりますので、できる限りそういう方針に従ひまして、日本としては、しんぼうしきれ限りの低い開税率でもつて産業の保護育成をはかつて行こう、こういう考え方でそれ／＼各品目につきまして妥當な税率を定める考えで、案をつつておる次第でございます。

それから次は、その中で食糧の問題でございますが、食糧は御承知の通り日本の食糧事情が戦後まだ十分回復しておりませんで、むしろ食糧の価格は公定価格等の関係もございまして、国際価格よりも日本の価格が低くなつております。と同時に、外国からは相当多量の食糧を輸入しなければならぬ、こういう事情でございますので、この当分のうち、實際上開税はかけない方が妥當じゃないかといふことで、大体このういふ趣旨の取扱いにいたしたい。つまり日本の主食に属する米麦等でございますが、そういうものの国内価格が国際価格を下まわつてゐる間は、開税を免除または軽減するといふような規定を、開税定率法に入れまして措置いたすようにいたしたい。そういうようなことを主眼にしましては考えておりますが、将来の問題といたしましては、つまり基本的な問題といたしましては、やはり日本の農業は相当保護の必要があるのじゃないかといふ考え方で、それ／＼物によりまして一割ないし二割、小麦と粉とは二割ないし二割五分程度の基本開税率は、一般開税定

率法に織り込んで行きたい、かように考えておる次第であります。

最後に各種の開税率に開通いたした国際協定の問題でございますが、これは率直に申し上げまして、いまだしく諸和條約の問題がはつきりいたしませんと、私も具体的にどういふことは申し上げにくいと思ひますが、氣持をいたしましては、なるべく早くそういう協定に日本としても参加し得ることが非常にいいのじやないか、そういうふうに極力進めて行くようにいたしたい。御指摘の通り今開税及び貿易に関する一般協定、いわゆるガットと称しておりますが、その協定と国際貿易機関に関する協定がございしますが、そういう機関にできる限り早い機会に参加し得るよう希望いたしております。そのためには開税定率につきましても、最近の事態に即應する合理的なものになつていなければ、非常に不合理が多過ぎますので、何とかいたしましてそういう前提をたしなまして、この際開税定率法を全面的に改正いたしまして、入りやすいように措置いたすことが、当面の問題としては重要ではなからうか。このように考えておるのでございます。

○宮崎委員 ただいまの根幹的御説明によりまして、政府の意圖がいたす開税定率法の改正というものが、では、大体御賛同申し上げることができるとはなからうか、かように考えます。どうぞその方向にお進めをいたしたい。これは私の個人の希望であります。そこでただ一つ、これは確切的な言葉で悪い言い方になるかも知れませんが、食糧の問題につきまして、二五％か二〇％程度の率を設け

る。これはよいのであります、凶作の場合とか、あるいはその他の／＼国内食糧事情の変動のありますことに對應いたしますよう、あるいはこれを減免するといふような規定を附加しておかれる御用意がございませうか。この点をちよつとお伺ひいたします。

○平田政府委員 ただいま申し上げましたように、開税定率法の中に規定を設けて、日本の主食の国内価格が国際価格に比べまして低い間は、開税を減免することができる規定は、はつきり法律に設けておきたいと思ひます。

○宮崎委員 そこでこの開税のこの方針が明らかになりましたので、次いで資本蓄積の一方向になります税制改正、特に償却の問題を取上げておられるようであります、今度の臨時措置法の改正で、特別償却といふことをお取上げなつたことは、これは一大進歩であり、また日本の資本の蓄積を助成する上において有効な手段であると思ひます。ただ残念なことに、これだけでは足りないやうであります。別に通商産業省の肩を持つて陳弁するわけではございませんが、どうもまだちよつと足りない。そこでこれを單に通商産業省の肩として聞くと、セクシヨナリズムの考え方になりまして、おもしろくありませんので、経団連とかあるいはその他の民間の七、八の団体につきましていろいろの意向を聴取いたしまして、おおむねまとめてみますと、次のようなことが出て参ります。たとえば特定の機械を指定いたしまして、その機械設備については、取得価格の七割を損金に算入する。これに該当するところの法人税——法人税

一本で考えると、法人税を積立金として、それをみだりにとりくずさないという意図のもとに資本の蓄積をさせよう、さような方針をとつておりますし、また国内のいろいろな事情あるいは国際経済の動きに連れて、特に活発なる産業の活動を開始いたしましたので、所定の生産ペースよりも三割以上の増産があつた場合には、それだけ機械設備も浪費が多いのであるから、こういう三割増産を断行する場合においては、増産部分に対する増収に対する法人税を三年間免除してもらいたい。ちやうど重要産業に對しまする、創業から三年間免除いたしますと同じような観念をとなえております。あとは地方税の問題で、固定資産税の問題がありますが、これはここで取上げたくありません。

最後に輸入税の免除ということがあります。これはたゞいまの関税定率法の改正に關連があることでありまして、指定機械の輸入をいたしましたものは、その指定された時期から三年以内に輸入いたしましたものについては、関税の免除をしてもらいたい、こういう希望が非常に強いのであります。おそれたいたゞいま伺いました食糧でも、ある程度の税率を設定しておくと同じように、機械といたしまして一五%となりまして、一〇%となりますか、とにかく従来より低い税率には相違ないと思ひますが、必ず設けられるだろうと想像される。これらにつきましても、輸入指定機械というのについて、減免の特例等を設けていただきまするならば、これは民間の希望に合うのであります。これらの点につきまして、簡単にけつこうでありますから

御説明をいただきたい。

○平田政府委員 たゞいま宮崎さんのお述べになりました点は、産業政策に非常に重きを置かれますと、確かに一つの考え方だろうと私も考えるのでございますが、まず償却につきましては、実は今度の改正によりまして、先般も申し上げましたように、十五年ぐらゐの耐用年数のものでございまして、三年目までに半分償却する。しかもお話がありましたように、なか／＼初期には利益がないから、償却できぬ場合は二年間繰越して償却できる、そういう措置をいたしております。これはむしろ化学工業等の、もつと耐用年数の短い機械でございまして、三年目には六割ぐらゐで実は償却できるといふようなことにもなりますし、私どもとしては、租税特別措置法の今回の改正というものは、そういう点から行きますと、相当実惠は思ひ切つた措置のようにも考へておるのでございます。これはまたあまり短かくいたしますと、利益のずいぶん上つたものだけは非常に優遇されまして、それほど上つていないものは一向恩典に浴しない。また他面におきまして、所得税の重い負担と比較しましてあまりにも輕くなりまして、おもしろくないといふような点もございまして、やはりいろいろ総合勘案しまして、受当な線とどめるよりほかにないのじやないかというように考へまして、このような案を作成いたしましたわけでありまして、それから第二の問題につきましては、増産部分に對しまして免稅したらどうかというお考へでございまして、これは御指摘の通り、重要物産につき

ましては開業の年、設備増強の年から三年間免除する制度がございまして、これを実行したしておるのでございまして、相當基礎的に重要な石炭、石油、電力、それから最近振興をはかる必要のある合成燃料、こういうものは、いづれも品目に最近指定いたしておりましたので、この方面で相當目的は達成したものでございまして、品目につきましては、なお最近の事態に顧みて、あるいはやめたり、あるいは拡張したりするような必要のあるものにつきましては、なお少し研究してみたい。現在も若干検討いたしておるのでございまして、最近の事態に即応するように、そういう点を改めるのはいと思ひますが、一般的に増産をいたしました場合においては、増産部分の所得に対する税金を軽減するといふのは、課税から行きますと、最も租税力のある所得を免稅するといふようなことにも相なりますし、なかなかそこまで行きますのは、あまりにも一般の税の負担の關係とかけ離れ過ぎますので、いかがであらうか、かように考へます。

それから最後に輸入機械につきまして関税を免除したらどうかというお話、これも確かに相當強い希望がありまして目下大蔵省でも検討いたしておりますが、この問題は結局關稅免除という方式でやつた方がよいのか、あるいは補助金の交付という方式でやつた方がよいのか、その辺相當問題があるようでありまして、關稅免除の方式によりますと、ややともすると何と申しましますか、必ずしも必要でないものまでついでども入つて来るというふうな傾向があるようでありまして、むしろ必要がある場合におきましては、補助金等を

明らかに示して嚴重に国会の審査を経、あるいは會計検査院等の審査も経て、適正に実行するといつた方がよいのではないかと考へておりますが、技術的に申し上げまして、關稅免除いたしますと、個々の認定その他につきまして、相當めんどむな問題があるようございまして、従つて率直に申し上げまして、あまり關稅免除の手段を広くに利用するのは、少しいかがであるうかと考へておりますが、しかしなおこの問題につきましては、いまだ少しく研究してみたいといふふうに考へてゐるわけでありまして、

○宮崎委員 たゞいまのお考へでけつこうであります。ただ三割増産という言葉に私の言葉が足りなかつた。これは全産業を言うのではありません。特定産業で、その名前をここで申し上げませんが、局長さんにはわかるのであります。全産業でないといふことだけ訂正させていただきます。

そこでなお償却の問題につきましては、耐用年数、償却方法について少し検討を加へたいのであります。これは本日の場合大会に延期いたしましたので、もし時間がありましたならばやらせていただきます。

そこで本日は國稅庁の長官がお見えであります。特に出席をお願いいたしましたような關係もありませんので、二点お尋ねいたしてみたいと思ひます。昨年の夏の休会を利用いたしまして、當委員會の夏堀委員長が先頭に立ち、當委員會の理事である與村代議士が主任的な役割をいたし、全国的な國政調査をいたしました、その結果につきまして、シャウブ博士に報告書を提供いたしましたわけでありまして、あるいは報告書と申すより意見書であつたかもしれせん。その中で大きく取上げられた問題は、まずもつて滞納の整理であります。當時過年度分まで加へまして、およそ一千億近い滞納金額があつた。これはどうしたらよいのかという問題で、行政當局であります國稅庁としても、その後差押えとかあるいは公売だとかいふ点につきましても、かなりの苦心を現地に払われておる跡がわかつたわけでありまして、さらにこれを、こういう滞納整理をしなければならぬといふことについては、一つのメソッドを示して行くべきだ。ただ單に、こういうことは何かとひとつ國稅庁だけでやつたらよくらうと、こういうふうな言ひ方は何か不満足な点がありますので、どうしても民間納稅者みづから、納稅の義務としてこれを果たすべきだといふ、信念的なものを植えつけると同時に、実行方法についてもこれに伴う表現がぜひほしいのであります。そこで民間のことでございまして、たとえば青色申告の組合というふうなものもあるようであります。こういう新しく發生したものはしばらく別として、昔から納稅日掛といふような觀念で、町内をぐる／＼まわしまして、そうして世話人がこれを集めて告知書に對して納稅をして、それを年間まとめてお手元にするという制度は、すでに早くから発達しておる日本であります。そこで一層これを法制化しまして、納稅組合というふうなものゝを結成せしめまして、しかもこれに適當なる事務費を補助いたし、そうして個別的な一つの納稅整理の世話をする、こういう機關を設けるべきだと思ひます。これはもう民間でやります

と、個人の預金通帳に一本にまとめてしまひまして、銀行に集めておく。そういうことは、法人でもないのではありませんので、それらの財産は一応個人の所有に帰属するわけでありまして、いろいろそこにはまた不愉快な事象が発生いたしますから、それらのことがないように、ある意味におきましては、個別的な預金通帳の取扱ひ、あるいは法人格を与へまして、代表者がその組合の財産を管理するという、通常民法の觀念にふつかるような組合にする、こういう立法をぜひやりたいと考えておりますが、国税庁の長官としてのお考えはいかような方向にありますか。一応お示しをいただきたいと思ひます。

○高橋(衛)府委員 昨年夏、大蔵委員会において国政調査を行われまして、その結果を私ももちよだいたしたしまして、よく検討いたしました。非常にりつばな数々の要件が多数盛られて、私どものやり方について重要な指針をいただきましたことを、この機会に厚くお礼申し上げたいと思ひます。また、ただいまお話の納税組合につきましましては、申告所得税の現在の滞納が非常に多いのでありますが、その原因はどこにあるかと申しますと、源泉徴収によるものにおきましては、税をとられまして残りの所得でもつて生活せざるを得ないというように相なつております関係上、あまり滞納がないのであります。申告所得税におきましては、申告時期においてみずから所得額を計算し申告される。それに対応するところの税金を納める。しかもそれが多くの場合に年度末に集中する傾向を持ちますために、あらかじめ計画的な生活の設計を立てて、きちんとやつ

ておられるという方におきましては、それも可能なのでありますが、しからざる方々が大部分である現状におきましては、どうしてもそのときに一時に納め切れないという、一つの大きな原因になつておるかと思ひます。従ひまして、今年の初めから計画的にある程度の金を積み立てて準備しておかれるということが、納税成績を向上し、また滞納を根本的に少くするということについて、一番いい方法であるというふうに、私も考えておりますのであります。従ひまして、ただいまのところ納税組合に関するところの法例はないのでありますけれども、実質上は何とかしてそういうふうな日掛とか月掛というふうなことによりまして、あらかじめ準備するというようなことをやつていただければ、非常に望ましいことであるという趣旨をもちまして、あちらこちらでそういうふうな計画をなさる際におきましては、私どもの方もできるだけの御援助と申しますか、指導を申し上げておる次第でございます。従ひまして、今後もしもそういうふうな納税組合に関するところの法制ができ上り、それが法律的にある程度の監督ができ、また時にこれに對して相當の補助金が支給できるということになれば、この制度の發達は相當急速になし得るのではないかと。これが今後の滞納を未然に防止し、ほんとうに納税行政を円滑ならしめる上におきまして、非常に大きな力になるのではないかと。期待いたしておる次第であります。

○宮澤委員 ただいまの御答弁で、国税庁の意図もよくわかりましたので、当委員会において超黨派的な協議の上

に、ぜひ立法化する努力を払つてみたので、何分の御協力を賜りたいと思ひ存じます。

ついでに、これは当委員会と申しますと、はなはだ断断になりますので差控えますが、大蔵委員である宮澤に對しましての訴えであります。その内容を見ますと、ただちに取上げてよいかどうかということに、私の考えとしてはまだはつきりいたさぬのでありますけれども、何しろ取上げてあります問題が、納税行政上やはりこういうことがもしあつたとするならば、おもしろくない問題でありますので、一応国税庁の御意見を聞きまして善処いたして行きたい、こう考えております。それは陳情の要旨を申し上げますと、国税の課税適正化に関する意見という表題であります。これは岐阜県の官庁といわず、民間団体といわず、いわゆる岐阜県総合の意見であります。昭和二十四年度における本県の国税營業所得額は、別表に示すごとく、別表の説明は省略いたしますが、全国の第十四位であるが、安本の調査の分配国民所得調査によれば、本県は全国の第二十七位である。他の府県においては分配所得と課税所得が、大体において均衡を保つてゐるのに比して、本県の

みは著しく不均衡の状態である。納税者の負担の不公平なる結果になる。これは、この事柄は、政府の割当課税が岐阜県に強いのだという声を大きく持つて来ております。——国税所得を基礎として地方財政平衡交付金が算定される結果、県民は二重の不公平なる措置を受けることになるのであるが、これが適正化を払ふたい。こういうことで、この運動をこのままに展開いた

しました場合においては、本問題をはずれました派生的な事態が起ると思ひます。そこで書面は後刻お手元の方へさし上げるようにいたしますから、御検討願ひまして、当委員会にその結果についての御報告を賜りたいと思ひます。

○高橋(衛)府委員 ただいま宮澤委員から御質問になりました点につきまして、実は先般岐阜県出身の方々から相當詳細に伺つたのであります。今まで私もそういうような比較をしてみたことがないのであります。きわめて興味のある一つのデータであると思ひまして、検討してみたいと考えている次第であります。同じような陳情と申しますか意見が、栃木県の栃木市並びに長野県の飯田市から出ております。いずれも国民所得の推定と申しますか、税額の一世帯当りの平均をそれぞれ各都市ごとに比較をせられまして、そうしていかにも高いのじやないか、この町だけが、またはこの県だけが、非常に高くなつておるじやないかという趣旨の御意見であります。しかしながら概略的に申し上げますと、そののみをもつて推測することは、非常に危険が多いということを申し上げます。と思ひますのであります。と申し上げますのは、あくまで比較をしておりますものは、ただ単に事業所得のみをもつて、全世界帯数を割つて計算をしておりますのであります。その府県において、またはその都市において、たとえば勤勞所得者が相當多数あるということになりますと、そういう人の所得が計算されませんので、事業所得だけで全体の世帯数が割られるという結果になります。また法人になつておる人の数がどの程

度に多いかということによつても変更を来しますので、従つてそれらのいろいろな数字を比較検討してみても、善処いたしたいと思ひますのであります。

なお先ほどその意見の中にもありますが、割当課税の結果、岐阜県が非常に重くなつておるのじやないかという御意見でございます。私も似たうに思ひます。前々国会ごろから強く御説明申し上げております通り、現在割当課税というものは全然いたしてありません。むしろ過去におけるところの目標額の指示というものの余蘊が、いやくも残つては困るという考え方をもちまして、本年度等におきましては、各国税局から本年度内におけるところの収入の見積り額の提出を求めない状態でありまして、もつぱら国税庁において直接各種の資料を基礎といたしまして、どの程度入るだらうかという見当をつけておる程度であることとを、この際つけ加えておきたいと思ひます。

○竹村委員 先ほどの問題であります。これはあまりむし返すことはどうかと思ひますから、先ほど詳しい資料で説明するところしやつたので、よく納税の行くように資料を出していただきたいと思ひます。私の考えでは、二〇%上つた場合においては、やはり依然として百七円は多く負担しなければならぬ、こういうことと考えるわけですが、この点ひとつ資料で説明願ひたいと思ひます。

もう一、二点だけ伺つておきたいことは、先般宮澤委員に、大休源泉所得の所得人員について、二十四年度と二十五年度と比較して九十七、八万人の課税人員が減つてゐる。こう説明され

たと思ひますが、それは一休現行法の課税から改正した場合に減る、こういう概括的なものであつて、もし給与ベース等の改訂が行われ、あるいは賃金等が上つた場合においては、この課税人員は二十五年千六十二万何ぼよりもふえるのであるかどうか。この点を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 給与所得の納税見込み人員は、先般申し上げたように二十四年度の実績が千六十一万一千人でございまして、今年の見込みが千九十九万三千人、これは給与がふえましたけれども、昨年の改正で納税人員は少し減る、こう見ております。それから改正後の見込みが千六十二万二千八、今の税法そのまゝで行きますと、千三百九十九万九千人、これは給与の増加によりまして、お話の通り二十五年度よりは来年はふえそうでございます。しかし改正によりましてそれがまた減りました、一千六十二万二千八になる見込みでございます。これは先般予算の説明の際に申しましたように、二十五年に比べまして二十六年は給与所得が所得金額で八%、雇用で二%ふえ、合せまして一割くらい給与所得がふえるというところを前提にして、計算いたしましたのでございます。

○竹村委員 もう一つ愚問でございますが、あとの問題があるので念のため聞いておきます。大体予算上昨年度と比べて百三十二億六千二百萬円の減である、この説明されておりますが、これも結局実際における賃金ベースあるいは給与所得等が上つた場合においては、この予算における予算の減といふものは、やはりさらにその減がだんだん減つて来る。つまり百三十二億の

減だと予算上言つておられますけれども、いろ／＼給与ベース等が上りますと、そうではなしに、あるいは五十億くらい減になるかも知れないし、あるいはまた百億くらいの減になるかも知れない、こういうふうな考へるのですが、この点はいかがですか。

○平田政府委員 どうも仮定に立つての議論は、なか／＼議論として問題でございますが、さつき申しましたように予算では大体給与の金額で八%、それから雇用で二%くらいふえるという見込みを立てておりました、その見込みがいかか悪いか、これは問題でございますが、そういうことを前提にして立てますと、まあこういうことになり、それで給与がもつとらんと見込みよりふえますと、おそらく納税者はもつとふえて来るのでございまして、つとふえて来るのでございまして、し、あるいは反対に給与が減りますと、これより減るかもしれない、こういうことだと思ひます。

○竹村委員 そういたしますと、源泉課税におけるところの勤労者のいわゆる減税といふものは、こういうことになつて来ると思ひます。たとえば給与所得が現状のままであつたならば、仰せのごとく改正されましたならば、予算におきましては百三十二億の減税になる。これは確かでありまして、しかし現状がかわりますと、そうではない。このことがはつきりするわけですが、そういたしますと、勤労者がほんとうに減税の恩恵に浴するのには、給与ベースがそのまゝすえ置きであり、賃金といふものが、そのまゝすえ置きであつた場合においては、これだけの減税になる、こういうふうな承知していいのですか。

○平田政府委員 それはもう問題なく当然でありまして、現状という言葉はどうか知りませんが、私どもが見込みを立てておるその通り行かなかつた場合、違つた影響が出て来るということは当然だと思ひます。大体こういう見方をしているものとおいて、こうなるというところを説明いたしておるわけでございます。

○竹村委員 もう一つ、これはだめを押すようになつてはなはだしいといふのでありますが、そういったと、勤労者の減税は現状のままであつたならば減税になる。ところがほかの物価が上り、そして生活指数が上り、それに伴ひ給料が値上げになつたならば、減税にはならぬ。従つて今日の勤労者に対する減税の構想といふものは、賃金ベースを改訂しない、あるいは給与ベースを改訂しない前提の上に立つた減税であつて、実際の上において生活指数が上つて給与がふえたと、これは減税にならぬ。そうするとこれはやはり実質的には、現在の経済状態から申しますと、非常にいろ／＼物価が上つてゐる。だから減税してもらおうと思つて、給与改訂を要求すると減税にならぬ、こういう結果になるので、あまりありがたくない。これは絵に描いたもちの減税案だと思ふのであります。

○平田政府委員 すぐ一足飛びにお話になるのはちよつと早いと思ひますが、問題は上り方だと思ひます。さつき話しましたように、かりに二割程度上りましてもまだ減税になる。ただ減税額が減つて来るというだけです。それを越えまして上つて行きますと、これはこのままの税法では必ずしも減税にならぬ。それはそう言えると思ひま

す。政府といたしましては、物価について極力安定策をやることになつておるわけでありまして、従ひましてその安定策がうまく行かないで、物価が上つて行き、あるいは給与が上つて行くといつた場合にどうするか。これはこの際にもちろん私は大いに考へなければならぬ問題だと思ひます。ただ現状と現在見通される程度のものでございまして、私は相当減税になつて、こういうふうな御説明申し上げておるわけでありまして。

○竹村委員 午前はいくらいいとどめておきますが、とにかく私は先ほど申しましたように、しつこいのですが、給与ベースが二〇%上つた場合に、その点の資料をいただきまして、その点についてはまた別に質問したい。午後はひとつほかの点で質問したいのですが、御了承願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 休憩いたします。午後は二時より開会いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時三十六分開議

○夏堀委員 休憩前に引続き會議を開きます。

○竹村委員 少く法人税のことでお聞きしておきたいと思ひます。一応説明はありましたが、たとえば社内留保に對しては、今度から税金は免除されるというところになつておりますが、この法人の社内留保を二十六年度においてはどうのくらいに見ておられるのか、それを伺ひたいと思ひます。

は、御承知の通り昭和二十五年以後の積立金に對して、課税をすることになつておるのでございまして、それ以前に積立金の分は、昔の税制の時代にでき上つた積立金でございまして、課税しないことになつております。従つて二十五年以後の分の積立金の額といふことになつて、減収額を予算の説明書に五億四千万と出してありますから、それは二%に相当するものであります。それを五十倍にした額の約二百五十億が、二十五年以後の積立金課税の對象になる積立金、このように見ております。

○竹村委員 それも少し詳しくお聞きしておきたいのでありますが、大体二十五年の九月の各法人会社の決算等を見ますと、たとえば繊維とかあるいはその他の面については、従来に見ないような利益を上げておるものが目につくわけでありまして、そこでたとえばこれは一応のざつとした統計でございまして、一応のざつとした統計でございまして、四割の利益といふものが、積立金あるいは重役の手当等いろ／＼になつておると思ふのであります。こういう積立金制度に對するところの課税を廃止するといふのは、資本蓄積の意味からするところになつておるのでございまして、それによつて、各法人会社がいかに形において、いわゆる税金ののれのために積立金をするといふ形になつて来るのではないかと考へるのですが、そういう点についてはどういふ方法で積立金をお認めになるのか。その点ちよつとお伺ひしたい。

○平田政府委員 一部の産業が特に最近の利益を上げておられますことは、お話の通りであります。私どもの調べによりまして、ごく最近のをつかむために調べたのでありますが、二十五年の八月から十月までに終つた事業年度のおもな法人四百六十六社について調べた実績によりますと、払込資本金の六百八十二億三千九百四十四円に對して、利益が六百五十五億二千五百四十四円、九割六分五厘という利益率になつております。その中で紡績工業を四十一社調べておられますが、それによりまして二百二十五億の資本金に對して二百四十億八千二百四十九円、つまり一九六%という利益率でございます。これは相當成績のいい方だと考えております。ただこの際におきまして考へなければならぬのは、これは払込資本金に對する利益率でありまして、実は払込資本金はほんとうの資本に對してまだ少なくなつております。最近大分増資がございまして、昔の資本の再評価の部分、まだ資本に組み入れられていないのであります。再評価額を組み入れた後の資本金に對しますと、紡績などの利益率はおそろく四分の一くらいになります。つまり再評価額が資本金の約四倍くらいあるようでございますが、そういうふうなものを修正してみますと、それはいい成績だといふことは多分ないといふ考へます。しかし最近九月の決算以後相當成績がいいことは、竹村さんのお話の通りだと思ひます。そして配当率の方も三割はいかにも高率配當じやないかというお話かもしれませんが、再評価額がたゞば払込資本金の二倍ありますと、三割の配當といふものは

ほんとうは一割の配當といふことになるわけでありまして、そういう点を考へますと、むしろ配當率の点は、ほんとうはまだインフレによる修正が行われておりませんで、率だけでは高率配當かどうかよく批評はできない。もう少し決算の内容に立ち入つて判断すべきものではないかといふことを考へておられます。その点一点申し上げて御参考に供したいと思ひます。

それからもう一つは、積立金の非課税が今後相當ふえる積立金に對して、相當な課税額予になりはしないかといふお尋ねかと思ひますが、これはまたたくそであるとして、初年度としては五億四千万でございますが、今後積立金が増加するに従つてこの軽減額は多くなると思ひます。しかしそれによりまして会社の利益が社内に利用されまして、設備の拡張に充てるとか、あるいは新規の原材料の仕入れに充てるといふことになりまして、それに伴つて生産がふえて来る。生産がふえるとおそろく雇用もふえて行きます。また労働者の賃金等もふやうことであるといふことになりまして、この際このような政策をとることが、広い意味におきまして結局安當ではないか。私といたしましてはこういうふうに考へておる次第であります。

○竹村委員 もう一つお聞きしたいのは、そうすると今後積立金はふえるかもしれませんが、今後この積立金をどの程度に押えて行くのか。あるいはもう会社が自由に積立金をいろいろな形でやつてもいいのか。その点をひとつ伺いたい。

○平田政府委員 これはできるだけ経営を合理化して利益を上げて、そうして積立金をできるだけ多くして、それによつて先ほど申しましたように資本の拡張に充ててもらうことが、非常にいいことであるから、別に制限をするつもりはございません。

○竹村委員 そういたしますと、各会社でどんな積立金をふやして利潤が上れば積立金にする。そうすれば全部課税の対象にならぬ。これは私は一つも了承しませんが、一応そういう政策をとつておられるということだけはつきりしたわけですか。そういたしますと、なおこの上に積立金制度で税金をのがれさす。これもまあ資本の蓄積になるのは當然です。しかし税金ののがれさすのは、それ以外になお新規購入の機械類に對しては特別な減価償却を認めておられる。これも資本蓄積の一部だと言われれば、それまででありますけれども、しかし新しく購入いたしました機械に對して、特別な率で減価償却を認めるといふことが、どうも納得が行かないのでございまして、この点についての事情を詳しく伺ひたい。

○平田政府委員 今の点も、竹村さんすでにお話はおわかりのように、なるべくこの際有効と認められる設備の新設、拡張をはかつてもらひまして、生産をふやすといふことに資するのが目的でございます。そういたしまして、企業としてここに新しく機械を購入する、船舶等を取得するといふ場合におきましては、なるべくその投資を早く回収するといふことが、何と申ししましても企業の將來のために必要でござい

ますので、その償却をよけい認めるといふことになりまして、非常な新規投資の促進が期し得る。それによつて資

本の蓄積ができて、生産が大いにふえて行くといふことになりまして、これは單に資本家だけでなくて、労働者等もよくなつて行く、国民全体もよくなつて行く、こういう意味におきまして、この際にはこういう政策が安當ではないかといふ考へでございます。

○竹村委員 もう一つは、見返り資金等によりますところの投資に對しては、これを損金として課税しないといふことになつてゐるようによろしく考へておられますが、この辺はどういうような考へ方でやつておられるのでありますか。

○平田政府委員 この点は提案理由にも説明いたしましたように、見返り資金としましては、今銀行、農中等の優先株を引受けまして、それをもとにしてさらに債券等を発行して、融資のわくをできるだけ広げるといふことになつておられるわけでございますが、その見返り資金を優先株という形にいたしましたために、貸付金の場合には当然金利を払うわけで、その場合において、それ／＼の会社の計算上損金になります。経費に落ち得るわけですが、優先株になりますと一応利益になつて、その中から配當されるといふことになりまして、法人税を課税されるという結果になるのでござい

ますが、そういういたしますと、実は法人税だけ資金コストが高くなりまして、高利率で貸し付けなければ、見返り資金で優先株の資金で優先株の資金の供給を受けた金融機関が、貸付ができませんといふことになりまして、できるだけ資金コストを安くするために、こういう特別な措置を講ずることにいたしましたのでござい

○竹村委員 そういう点については議論は別として一応伺つておきます。もう一つは、資産再評価をもう一べん行うといふのは、一応行われた資産再評価を、どういうわけでもう一度おやりになりますか。

○平田政府委員 再評価は御承知の通り昨年一審に実行したわけでございますが、再評価をやりますところは、おむね朝鮮動亂前の状況に基いて企業はやつてゐるのが多いようでありまして、ところが動亂以後状況が違ひまして、会社によりましても収益状況が大分かわつて来た。もつとも紡績等はその前から相當よかつたので、これはほとんどフルにやつておるようでございますが、たとへば機械工業、造船工業、それから製鉄その他の重工業あるいは化学工業の一部、こういう産業はまだ十分な成績を上げておりませんで、どちらかと申しますと、むしろ先行き不安のやうな状態のもとにおいてやつたのが多いのでござい

ますが、大分状況がかわつて来ましたので、最近の状況に基いてもう一べん再評価をするチャンスを与えるといふことになり

ますと、さらに相當再評価をやるのではないかと、そういう考へ方で、この際もう一べんやることを認めることにした。主たる点はそのやうな点でありま

す。つまり企業の収益状況が、前回やつたときと最近とかわつて来たので、最近の収益状況に基いてもう一べんや

ることを認めまして、できる限り適正な再評価をいたしまして、それによつて償却等も十分やつて行けるようにす

る。こういう趣旨でございます。

○竹村委員 いろいろ伺つておりますと、結局この法人税においては、これ

第一類第六号 大蔵委員会録第十六号 昭和二十六年二月十六日

九

九

九

九

九

九

は午前中も問題になつたわけでありまして、昨年度の予算と比べましては、六十三億六千七百万円が一億増加してゐる、こういう形になつてゐるのでございませう。もちろん昨年と比較いたしまして、予算上では六十三億の増税であることは確かでございますが、しかし先ほどの説明をずつと聞いておきますと、その改正される内容から見ますと、これはいわゆる法人に対するところの、いろいろな形における減税であると考えられます。それはもう先ほどから申されたように、朝鮮事変後においても、一応いろいろな形において資産再評価を行つたところから、うかがえるわけでありませう。これは結局大きな国の政策的な面になるわけでありませうけれども、これだけの増税では、実際においては、先ほどから申しましたように、勤労者との負担の面において、法人はあまりにも安過ぎるのではないかと、こういう考へを持つわけでありませう。従つて昭和二十二年あるいは三年、四年、五年の法人と勤労所得者に対する負担の割合等がもしわかつておりましたら、お知らせ願ひたいのでありますが、わかつてなければ後日資料としてでも知らせていただきたいと思います。

○平田政府委員 法人につきましては、二十五年年度の改正で相当負担を軽くしましたことは、先般も御説明申し上げた通りであります。すなわち超過所得税があつたのをやめたのと、配当所得に対する二重課税をやめてしまつた。その結果法人の所得に対しては、二十五年年度の税制改革は相当な減税になつておりますことは、申すまでもないこととあります。ただ普通所得

に対しては、三五%という課税はあくまでもそのまま存置することにしたしております。従ひまして私どもは、大体においては個人の所得と法人の所得とのつり合ひは、とれてゐると思つてゐるのでありますが、なお同じ、たとえば百万円ぐらいの個人の事業が、法人になつたような場合を計算してみますと、若干法人の方が有利な点があるとはいへないといふ点が考えられますので、今回は地方税の方におきまして、市町村民税は、法人の所得に對する法人税の一割を標準税率として、課税するという改正案をつくりまして、不日国会に提案することに進めておるのでございませう。そういう点と、それから所得に対する負担の率から申しますと、これはもちろん簡單な見方ではないのでございませうが、法人が全体として相当な負担をしてゐることは間違ひございません。勤労所得も相當重いのではございませう。ちよつと御参考までに数字をここで申し上げてみます。国民所得の中における勤労所得に対する勤労所得税の負担の割合を見ますと、二十四年が一番高く一〇・五%の負担率になつておりました。二十五年は減税の結果七・七%、それから二十六年度は六%に下る、こういう状態になつておりますが、法人は三五%フラットの税率であります。そういうことでございませうから、大まかなところを申し上げますと、法人は相當重くなつております。たださういふのはラフな見方でありまして、同じ事業で法人と個人とどうなるかということになりますと、大体さつき申し上げるような傾向がございませうので、市町村民税を若干課税することにしたし

た次第であります。○竹村委員 それからもう一つ、源泉徴収制度をしかれました場合におきましては、これは特別な形でももちろん法的にさういふものが認められれば、それが不当というわけではないが、こういうような形におきましては、これを認める方が非常に有利な条件になると思ふのです。この点についてはどういうお考えですか。○平田政府委員 源泉徴収を認めますと、この間も申しましたように、課税所得三十万円以上の人が課税を認めた方が有利だ。つまり課税所得三十万円を越えまると、所得税で三五%の限界税率になる。それに市町村民税が一八%かかりますから、それを加えますと五三%近くの税率になるわけでありませう。従つて五三%の税を負担するよりも、五〇%で源泉で課税を受けた方が有利である。そういうことでありまして、大体その辺のところを押さへまして、五〇%の税率をきめ、選択課税を認めることにいたしましたのでありますが、これは前から言つております通り、所得税の一つの総合課税の重大な例外を認めたことになるわけでありませう。これは一にかかりまして、預貯金等の増加をこれによつてできる限り促進しよう。ことに課税がかかりませう結果、たぶん預金と称されておりますが、結局預金もしないでわけのわからぬ形にしておく。それよりもやはり銀行預金等の形で資金化するということが、国民経済的考へから見ても、この際としては妥當ではあるまいか、こういう考へ方でこの制度を認めることにいたしましたのであります。○竹村委員 今度の法人税を見てみま

すと、これは政策的な面になると思ふのですが、結局こういうふうにしていふゆる重点産業の機械設備における資金を蓄積して、見返り資金によるものを損失として課税をしない、あるいは社内保留に課税をしない、あるいは新規購入の機械に對しまして五%というふうな減価償却を認めるというふうな形になつて参りますことは、これは政策的な面になつて、ここで議論するのはどうかと思ひますが、結局はいわゆる重要産業、従つて軍需的な産業を再建するための方策だと、こういうふうな議論になりますから議論はしたくはありませうが、しかしさういふような形で行われておつて、さうしてこれはまた議論になつて来るわけですが、結局前と比較いたしましたので、つまり取正税率によるところの、国民所得の利益によるところの五%から行くと、昨年度と比べて三%の負担の軽減といふことは、結局こういう法人の負担を軽減するということになつて、實際上におきましては、負担の方は、個人の負担においてはあまりかわらないのじやないか、こういうふうな考へるわけですが、それについて、たとえば申告所得の面でもはつきりお伺ひたいのでありますけれども、申告所得にいたしまして、結局予算の方におきましては、大体五億八千二百万円の増加になつてゐる。ところがいろいろ物価が上つて、さうして商売をしてゐる人なんか、物価が上つたからそれだけ多く利益になる、こういう考へ方のも

であつて、それだから必ずしも利益が多くなつたとは考へられないのであります。こういう面については一体どうです。○平田政府委員 減税のお話についてちよつと御参考に申し上げておきますが、実は減税の大部分は所得税でありまして、これもよくおわかりかと思ひますが、基礎控除の引上げで百八十五億の減税をはかつてゐる。それから扶養控除の引上げで二百四十三億の減税をはかつてゐる。これは竹村さんの最も御関心の深い勤労所得者、農民、中小営業者、この方面の減税でございませう。従つてもちろん資本蓄積のためにある程度の減税を覚悟いたして措置してありますが、減税の大部分は勤労所得者、農民、中小企業者等の面に割当てられてゐることを、はつきり御認識願ひたいと思ひます。さういふことがわかつていただくと、相當詳細な資料、ことに二十六年年度予算の説明という相當詳しい資料、内訳等も出しまして、御批判を仰いでおるのであります。特別に何か考へればいいのですが、私もまったく事務的に考へまして、そのように考へておるのでございませう。それからまた資本蓄積のための減税ではなくして、未亡人控除とか老人に対する控除とか、こういう控除も同時にいたしまして、それによつて極力社会政策的な、力の弱い人に対する減税といふこともあわせ行つてゐるということを、御認識願ひたいと思ひます。

それから、もう一つは申告所得税の問題でございませうが、これも私も大体申告の所得は、生産と物価がどうなるかということによりまして、所得

価格が上るから売上げ価格も上るわけ

を計算したておるわけでありまして、これもこの資料に詳細に示しておられますように、実は主たる所得の増は生産の増によるものであります。十パーセントに揚げておられますが、営業におきましては、生産が約一割増、物価は、消費者物価と御売物価とを適当にウエイトをつきまして乗じまして、二十五年に比べて来年は五割の増、こういふふうに見ておられますが、一割五分の営業所得の増、それをもとにして計算したておるわけでありまして、物価が上つたから利益率が高くなつた、それで所得がふえておるといふところまでは参りません。お話のように仕入れと売上げと両方ふえると思ひますが、ふえたのに際しまして所得がふえて来るというふうな計算をいたしておるものであります。主たる点は、営業所得税の場合、生産がふえることによつて物の取扱量がふえる、それによつて所得がふえるというのが、課税所得増加の主たる部分でございますので、お話のようないふことはなつていないといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○竹村委員 局長さんと議論を闘わして、私が減税にならぬといふことに、さういふことでございまして、お話をいたしたことは、私は決して考へておらないのでございまして。しかしさう言われたいと言わざるを得ない。というのは、これは絶対的な面ですが、結局国民所得が上つた、従つて国民所得はふえた、それだから税金はその面について考へると七百四十三億の減税だ、こういふふうにおつしやいます。ここに問題があります。つまり国民所得が上つたが、これが一体だれに渡されておるかといふことが一つの問題です。これはここで議論しても簡単にならぬと思ひますが、国民所得がそれだけ上つたから、はたしてそれだけ勤労者の生活がよくなつたか。あるいは農民にそれだけ行つておるか。これは決して行きません。これは統計の上でいふと、言われておられますが、しかし実際の面としては、給料とかが貯金でできるだけの金でできておるかといふと、決してそういふやない。また農民の所得がそれだけふえて、どん／＼再生産に必要な分だけのもので確保されておるかといふと、そういふやない。これは事実をもつて判断すればわかると思ひます。そこで私たちが実際の面を考へますと、あとで詳細な資料を出していただくことになつておられますけれども、物が上り給料も上つたが、しかし物が上つただけ給料は上つていない。その上つた給料から税金をとられる。そうすると今までは個人になりまして当然そうなるわけでありまして、この点については議論がわかれるところで、今後物価が上つて、それだけ給料が上らないのに、それだけ給料は上らないが、幾分か上る。上るけれども税金はその上つた面におつてとられる。従つて実質的に物が上つて、もし所得がふえたとするならば、それだけ多く税金がかかるのは明らかな事実だと思ひます。これは国民が判断するよりいたし方ないと思ひます。こういう点は議論はいたしません。

○平田政府委員 竹村さんの重ねての御質問でございますが、資料をごらん願ひたいのです。租税に関する参考資料といふものをお配りしておりますが、その後の方に主要経済指標をお示しいたしてあります。ひとつこの資料によつて、最近物価と賃金と生産がどういふふうになつておるか御判定願ひたいのですが、最近まで生産が相当上つております。それから消費者物価指数は、さつき言ひましたように大体安定、むしろ去年の十一月は、おとどの平均に比べて上りました。十二月は若干上りました。これはすべて後の資料についてありますが、賃金はふえておる。その点にはなつておるわけでありまして、これも、実際に相違してはいるわけでありまして、各農村に行きますと、一等田、二等田、三等田という等級があつて、一等田一反歩に対する課税が一萬五千円であつたならば、二等田は一萬三千円とかいふように、大体等級で税をかけた来るわけでありまして、それをもつて基準となるものは供出石数、つまり事前割当石数を基準にして行つておるわけでありまして、ここで議論いたしますと、必要経費だけ引いておるんだといふことになりまして、実質的にはなか／＼必要経費は引かれないのです。たとえば土地について農民に税金をかける場合におきまして、やはり土地から上る石数を基準として、さうして必要経費だけを引いて税金をかけるのかどうか。依然として同じような形でやられるのかどうか。この点を伺ひたいと思ひます。

○田中政府委員 竹村さんの重ねての御質問でございますが、資料をごらん願ひたいのです。租税に関する参考資料といふものをお配りしておりますが、その後の方に主要経済指標をお示しいたしてあります。ひとつこの資料によつて、最近物価と賃金と生産がどういふふうになつておるか御判定願ひたいのですが、最近まで生産が相当上つております。それから消費者物価指数は、さつき言ひましたように大体安定、むしろ去年の十一月は、おとどの平均に比べて上りました。十二月は若干上りました。これはすべて後の資料についてありますが、賃金はふえておる。その点にはなつておるわけでありまして、これも、実際に相違してはいるわけでありまして、各農村に行きますと、一等田、二等田、三等田という等級があつて、一等田一反歩に対する課税が一萬五千円であつたならば、二等田は一萬三千円とかいふように、大体等級で税をかけた来るわけでありまして、それをもつて基準となるものは供出石数、つまり事前割当石数を基準にして行つておるわけでありまして、ここで議論いたしますと、必要経費だけ引いておるんだといふことになりまして、実質的にはなか／＼必要経費は引かれないのです。たとえば土地について農民に税金をかける場合におきまして、やはり土地から上る石数を基準として、さうして必要経費だけを引いて税金をかけるのかどうか。依然として同じような形でやられるのかどうか。この点を伺ひたいと思ひます。

もう一つは農業所得の計算のやり方でございまして、これは収入金から必要な経費を差し引いて課税するわけでございます。米価等が上りまして、収益がふえますれば収入金が増加します。その反面肥料とか農具等が値上がりしまして、これによつて経費がふえれば、その部分も当然ふえたところで計算して所得を出すべきものだと思ひます。さうして、最近はお話のように入、反当りの所得というよりも、むしろ収入の石当りの所得でございますが、その方が標準としてより安当でございますので、さういふ標準率をつくつておられますが、これはもちろん、お話の通り、いいところと悪いところと相当差をつけてまして、収入一石当り経費が幾らかかるかを調べて、それを差し引きますと、残りが所得として、その部分をもとにして収入石当りの所得を出し、それから所得金額を算定する、こういうことになつたわけでございます。これは実数によつて、それぞれ正確なところをつかんで行くといふことになつておるわけでございます。

し、またそれはそうすることに相なると思ひます。

○竹村委員 そこで石数によつてお出しになるというが、それが一番正確で非常にけつこうだと思ひます。ところがそこには問題があるわけですね。というのは、最近に至りましては、非常に米価あるいは米の価格というものを上げた関係と思ひますが、農林省におきましては大体食糧事務所に指令したのか、しないのか知りませんが、検査規格というものを非常に厳重にしておる。従つて米価は上つたけれども、実質的には農民の手取りというものは、実際においては上つただけに入つていない。そういう現状なんです。ところが税務署における査定というものは、やはり標準価格つまり三等米を中心としておる。米で言いますと三等米を中心として、二石できるとか三石できるとか、三等米の値段を中心にして所得とか収入の方に算入される。しかもそれに対する必要経費はいろいろな資料から出されるわけでありまして、あまりかわらない。その例を一つ詳細に申し上げておきたいのでございます。たとえば昭和二十一年度における大麦から申し上げたら一番いいと思ふのですが、二十一年度の大麦の等級はどうかと申しますと、全体を百といたしまして一等では五二%、二等では三四%、三等では一三%、四等では一%であつた。ところが二十五年年度には一体この等級はどうなるかと申しますと、一等ではわずかに一%、二等ではわずかに五%、三等では三三%、そして四等では五四%、五等米制度ができて九%、従つてこれが全体の統計からいって、いわゆる三等米を基準に

やられますならば、実質上における農民負担というものは、大麦等ではさうなつてゐる。それから米で参りますと、米は非常に高値だしいのであります。一等米が二十一年では一体どうかといひますと六五%、二等米は二七%、三等米は七%、四等米は一%であつたのが、二十五年年度では一等米は八%、二等米では四六%、四等米では四三%、五等米では三%、こういうふうに二十一年度と比較しますならば、比較にならないところの等級が出てゐるわけでありまして、これは農林省の全国平均の統計ですが、こういうような統計が出ておつて、従つて農民の手取り、いわゆる米の石数よりも値段におけるところの手取り収入は、非常に少なくなつておるわけでありまして、これも、こういう点について税務署は全然考へていないわけでありまして、依然として三等米基準でつておるのであります。今後は実際において、税務署に対して改めさすような方法でおとりになるかどうか。この辺をお伺ひいたしたいと思ひます。

○平田政府委員 国税庁の長官が見えましたが、あるいはまとめてお答えになるかもしれませんが、お話の点がもしも事実であるとすれば、もちろん地方におきましては、格づけによりまして収入を見る。それに対して必要な費用を見て、安当な所得金額を算定すべきものと考へます。ただ私どもはあくまでも実収本位と申しますか、実際の収入、実際の支出を本位に考へておりますので、そういう見地から、お話のような点をできる限り

り正確につかまえて、適正な農民の所得を計算するようにいたしたい、これは当然なことだと私は考へる次第であります。

○竹村委員 それからもう一つ。朝からの私の質問に対して、今詳細な資料で御説明願つたわけでありまして、さういたしますと、これは朝からのむし返しの仮定の議論になりますけれども、二〇%の物価が上つて生活費が二〇%上つたから、二〇%の給料を上げるといふ場合におきましては、実質的にはちやうど二十九円の減税となる、こういう形になるわけでありまして、二十九円でも減税になるのだから減税でしよう。しかしこれが問題の中心なんです。つまり、はつきり申しますと、政府は税法上国民所得をふやして、いろいろやつて、そして七百四十三億の減税になるのだと大きく言つておられます。しかし実際にそのふたをあけてみるならば、結局実質的な面から言ひまして物価が上つてゐるということ、これはいろいろ、昨年の統計を出されておられますけれども、昨年の十二月と現在とは比較にならない。おそろくさういふように説明なさつておる局長さん自身が生活しておられるのだから、実質的によく御存じだと思ふ。実際は物価は非常に上つてゐるわけですね。ところが給与ベースの方は政府はあまり上げていない。給与ベースの改訂なんかは去年きまつてゐる。物価はどん／＼上つてゐる。給与ベースの改訂はあまりやつていない。こういう面では勤労者は非常に損をしてゐる。給料が上つたならば、この表にも出されておりますように確かに減税です。しかし実際は、消費資材が上つて給料が上つてお

らないのだから、ときに三百円や五百円の減税になりましても、実質的には減税とは申されぬ。ところが、かりに今後二〇%消費物資が上つて、その分として給料をやはり二〇%上げた、さういふ仮定のもとに立つて計算したならば、あなたのお説によりまして、結局において二十九円の減税である。これだけはつきりすれば、いわゆる減税の正体というものがはつきり見られたので、私はいいと思ふのです。これだから実質的には減税にはならない。つまり今の説明にあるように、あるいは予算上において政府が説明しているように、減税は少くとも国民生活安定のための国民負担の軽減であると言つておられるのが、実はいわゆる一万円の給料取りで月に二十九円である。こういうことがはつきりしたわけでありまして、あとはまた後日の機会に譲りまして、今日はこれで打ち切りたいと思ひます。

○平田政府委員 ちよつと申し上げておきますが、今竹村さんも仮定すればという話でございまして、私もそのつもりで聞いておきます。こちらはすべて最近までの統計に現れた実数に基づいて意見を言つてゐるし、竹村さんは仮定の場合を現実なるかのごとくお話になつておられますが、その差だといふことは明らかにしておいた方がいいと思ひます。

○夏堀委員 ただいま並木議員より委員外の発言を求められております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員 異議ないやうでありますから、同君の委員外発言を許可いた

たします。並木芳雄君。

○並木芳雄君 西村委員のお口添えにより、委員長その他の委員各位の御了解を得て、委員外発言を許されましたことを感謝いたします。

実はこの前の日曜日に東京の医師会館で、東京都歯科医師政治連盟というものの結成があつたのでございまして。またこの十八日には、その余勢をかつたかどうか知りませんが、東京都の医師会の総会が開かれるという通知を私どもは受取つております。この間の日曜日に、私も東京都選出の議員でございまして、御招待を受けて列席したのでございまして、そのとき各政党からも代表者が来ておりました。また緊急動議によつて採決されました決議について、各政党とも大いに協力して努力するという発表があつたのです。その決議と申しますのは、いろいろ大事なことがありますが、特に本日お伺ひしたい点なのですが、歯科医師は社会保険によるところの保険診療を強制的にやらされておる。この所得が非常に低額であるにもかかわらず、税金はもとにとられるので、非常に苦しい立場に置かれておる。これを何とか免脱してはしい、こういうような趣旨に私は承つたのであります。従来どういふふうないきさつにこれが置かれておりましたのか、おそろく陳情もあつたことと思ひます。しかし今日の政治連盟という政治という字までつけて発足した趣旨の説明の中には、従来医者というものは眠つておつたが、これからはどうしても政治力を結集して、われ／＼こういう弱立場の者、不当な取扱ひを受けておる者は、強く当局あるいは国会に臨んで行かなけれ

ば、所期の目的を貫徹できないのだといふようなことを言っておつたので、さういふ点につきまして、私もその覚でもさらに各機関で検討し、当局の方に要請することになると思ひますけれども、今までどういふふうないきさつになつておつたか。当局としてどういふ措置をとられたか。そして今後さういふものに対してどういふ配慮をなされるか。その辺のところをお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 だいたいの問題は、歯科医の場合についてお話のようでありまして、健康保険全体の問題につきまして、実は私もお話のようないきさつについて、前々からとき／＼意見を承つておるのでございます。問題はいろいろあると思ひます。税法上健康保険による収入、健康保険による所得を特別に扱つて、それを免除するとか軽減するとかいふようなことをやつても、いかにいふのが一つございまして、どうもこの方は少しいかがであらうか。やはり健康保険といへども、健康保険としてそれ／＼収入があり、所得がある場合におきましては、これは一般の職業によつてそれ／＼所得があります場合と、特別に差をつけるという十分な理由がないのじやないかと、私も考へておるのでございます。特に免税するといふようなことは、むしろほかの所得者との負担の衡平上いかにであらうかと考へます。

もう一つは、健康保険の方は同じ医療なり歯科医の場合でありまして、割合に所得が少い。つまり値段を押えられておりますので、それ以上はとれない。経費はこれに對して相当か。つまり収入金当りの所得率は、

かの収入に比べて少いので、さういふ点について問題があるかと思ひます。私も前々からさういふ事情は確かにあるだろうといふことを考へておりました。昔主税局から地方に言つてやつたこともありまして、おそく国税庁におきまして、去年あたり会議その他の際にさういふ点は十分注意いたしまして、できる限り実情に即した所得を調べてそれで申告してもらひ、さらに査定するようにといふことは、徹底をはかつておることになつておると思ひます。なおしかしさういふ点につきまして、今まで十分な点がございまして、さらに十分さういふ点につきましては注意をしまして、実際の所得をかまえるように注意してもらひたい。さういふ点は十分注意をしてもいいのじやないか、このように考へますが、突発問題として、むしろ大体あとの問題が解決すれば、大部分の問題は解決するのじやないか、このように考へておるのでございます。

○夏堀委員 局長にちよと一、二点お伺ひしたいのですが、所得税法を見てみますと、放送協会が免除されておるのはいささつですか。
○平田政府委員 放送協会は特別な法律に基きます特別の法人になつておりまして、最終的には、現在のところ利益の配分にあつた出資者といふのはないのでございまして。それから最後に財産が残つた場合においては、自由に処分することができないような規定に、たしかなつておつたかと思ひますが、これは鉄道公社とか専売公社といったようなものと同様に、課税上扱つ

た方が妥当ではないか、さういふ意味で、所得税、法人税等を課税しない取扱ひにいたしておりました。
○小山委員 そうしますと、残余財産の分配ができない規定になつておるからといふ点でありますか。
○平田政府委員 実質上固有であるのと同じ結果になつておると申します。か、国が出資して持つてゐるわけではございませんが、結局その財産、それから現れる収入の最後の帰属、これが国有の場合と同様な法律関係になつておるようでございます。なおこれは、今回法律改正をいたしましたのは條文整理でございます、すでに向うの放送法で、今まで同様の規定があつたのでございまして、免稅等の問題は、なるべく所得税法、法人税法に統合して行つた方が公正を得るゆゑなんだといふので、最初遅れまして、その次の機会からは、それ／＼各税法を改めて入り込ませるようになつておりました。その趣旨で今回改正をいたしましたのでございまして。それで前回盛り込んでございましたのを、法律案提出の時期が、若干は基本法よりも放送法の方が遅れましたので、とりあへず向うで非課税にしておきました。ことしは間に合いますので、各税法の中に盛り込んだ、これが今回の改正法の改正の趣旨でございます。

○小山委員 次に資産再評価の関係で、資産再評価法と関係はあるのでしようが、一定の期日以後に、現在あるいは今後において、株主に資産再評価積立金を分配します場合に、所得税法上課税所得税を課するとか、何とかいふ考へ方はありますか。
○平田政府委員 再評価積立金は、大

体私も株主に帰属すべきものだと思ひまして、單に積立金を資本に繰入れらうといふだけでございまして、その際所得税は課税いたさないことにいたします。この点は再評価法の現行法にもすでにそのことが明文でうたつてあるのでございまして。

○小山委員 次に伺ひたいのは、寡婦にわゆる未亡人の特別控除と老年の特別控除をしたわけでありまして、老人でありかつ未亡人である六十五歳以上の未亡人の場合には、両方控除いたしますか。一方だけありますか。
○平田政府委員 その点は研究してみたいと思ひますが、両方で行く必要はないと思ひます。その際は一方だけにしておきまして、老年者としての控除、これは機械的にはつきりしておりますから、老年者控除を行うといふことにいたしておきます。

○小山委員 その次に伺つておきたいのは、今度未亡人の控除をいたすことになつたのでありますが、シベリアに抑留されておる人たちの生死は明らかでないといふ人の場合には、法律上規定してあるようであります。たとえば手紙が来ているといふような場合には、これは課税する方針なのであります。課税しない方針なのであります。これは速記録に明らかにとどめておきたいのであります。

さらに明らかにしまして、特別控除は認める考へでございます。
○小山委員 国税庁長官が来ておりますので、ちよと伺つてみたいことがあつたのでございまして、国税徴収法の第三條でありましたか、国税でもつて財産を差押えた場合に、その財産に対して抵当権あるいは質権を持つてゐる人が、一年前に抵当権あるいは質権を設定したことが、公正証書で明らかとなる場合には、その公正証書による債権の方が優先する、さういふ規定があります。この場合の公正証書といふことは、一年以前に債権が発生したといふことを明らかにした文書ならばいいのであらうと思ひますので、いわゆる債権の内容までの公正証書でなくともよい。公に証明されるのであればいいのであるから、確定日付もまたその公正証書の中に入つてしまふべきものでないか、さう考へますが、現在の取扱ひ、あるいは国税庁のお考えはどうであります。伺つておきたいのであります。

○高橋(衡)政府委員 だいたいの取扱ひは、條文上はつきり重なつた場合でもわかるようになつておるのです。法律上のそのダブつた場合はダブつて思ふが、あなたの解釈によれば違つて来るわけですが、一般の受ける印象は、おそく要綱だけを發表された場合に

○西村(憲)委員 老人控除と未亡人控除は、條文上はつきり重なつた場合でもわかるようになつておるのです。法律上のそのダブつた場合はダブつて思ふが、あなたの解釈によれば違つて来るわけですが、一般の受ける印象は、おそく要綱だけを發表された場合に

から、わざわざ銀行に対しては預貯金の調査をやつていけないという閣議決定でありますか、あるいは政令であるか知らないが、出たことがあるくらいである。現在においてもその資本の蓄積、ことに金銭資本の蓄積という立場から言つと、戦時中と大差ない。この

といふに、**徴税當局**が、**片方**にお
 ときにあたつて**徴税當局**が、**片方**にお
 いて負担の公平あるいは徴税の確保と
 いう点でやられるのはいいのでありま
 しょうけれども、これを不必要に拡大
 されて行くといふこの方針は誤つてお
 るのじやないか、かように思うのであ
 りますが、これに対する一般的な考え
 方を、まず**国税庁長官**に伺つてみた
 いのであります。

○高橋(衛)政府委員 租税の負担の公平を期し、かつ徴税の確保を期するために、ある程度の特定の人につきまゝでは、預金の調査をせざるを得ない場合があるということは、ただいま小山委員からお話の通りであります。しかしながら私どももいたしましては、同時にそれが納税者と申しますか、一般預金者に刺激をする結果になり、資本の蓄積に悪影響を及ぼすということ、できるだけ避けるようにということとを、常々注意をして参つておるのであります。ことに先ほど例としてお話しになりましたように、何某の所得の状況を調査する必要がある。脱税の

○小山養員 長官のその根本方針が非常にわたくしにも賛成するのでありますが、實際問題としてそれをやつておる。このやつておるといふ事實に対して、長官としては何か指令を出されたことはありますか。ありますならば、何月何日にどういう指令を出したといふことと申す所を、い。

○高橋(徳)政府委員 具体的な指令の日附をただいま記憶しておりませんが、そういうふうな趣旨のことは会議の席上でも注意しております、またたしかそういうふうな注意を特に最近二、三箇月前にいたしましたように記憶いたしておるのであります。ただこれは先ほどもお話いたしましたように、ど

の人の所得の全貌をつかみ得ない、また脱税の真相をつかめないという状況がありますので、そういうような際におきましても、できるだけ一般の銀行の仕事におさまにならぬようにという方法でもつてやつておりますが、間を受けられる方で騒がれるというふうなことのために、思わざる一般の評判になるという場合があります。そういう点につきましてはむしろ金融機関側の十分な御協力をお願いして、そういう事態の起らぬようにということを御待しておる次第であります。

○小山委員 十分の訓辭をされ、あそ

ば、預金というものはそうふえるものではない。これは経済原則といえますか、社会通念といえますか、人情と申しますか、そういうものなんです。でありますから徴税の必要上、預金の調査をすることはさしつかえないと思うけれども、不必要な危惧の念、あるいは

は自分の財産が何かのぞかれているといふような懸念を預金者に与えないといふことが、資本蓄積のためには一番重大なことであらうと思う。その点についてはいよく御了承のようであります。さらにこれを徹底して、預金の調査をする場合には、こう／＼いう條件が備わつていなければいけないといふ。もう一つの條件を示して、その場合

明されるお気持はありませんか。
○高橋(衛)政府委員　いかなる場合に
いかなる條件が備わつた場合に調査す
るというような問題は、具体的な認定
の問題でありまして、明確な一線を画
することは非常に困難であります。整
い取扱い官吏の認定にかかる点が、非
常に多いかと思つてあります。従つ
て私どもとしては、このやり方によつ
て預金の資本蓄積を、いやしくも阻害
するようなことがあつてはいけないとい
う注意はいたしておりますが、同時に
に税は公平を生命といたしますので、

「委員長退席、奥村委員長代理着席」

そういうふうなことでなくて、個々に特定した人の調査をやつて行く、こう

いふことならやれますか。

○高橋(喬)政府委員　もちろん銀行の預金者全部について調べるというようなことは絶体にしておりません。個々のものについて調べるという方針であります。

○小山委員　いや二、三十人並べて来るのです。一人というのは、数十人ということですか。

○高橋(衛)政府委員　ときに重なる場合はありますけれども、一挙に数十人連日やるというふうな事柄は、妥當な処置ではないと考えておるわけであり
ます。

〔奥村委員長代理退席、小山委員
長代理蒞席〕

○奥村委員　先ほどの小山委員の御質問に關連して、私もお尋ねをいたした
と思うのであります。小山委員の御
質問によりますと、銀行預金の調査に
ついては、これ／＼こういう條件の子
ろつた場合のみ銀行預金を調査し得
る、こういうふうな條件をつけるよう

と思うのでありますが、その点は平田局長はどうお考になりますか。

○平田政府委員 法律上一定の事項を調査することができ、今の富裕税の規定でございますけれども、三十七條に「国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、富裕税に関する調査について必

要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる。」ということになっておりまして、必要があればできるといふわけでございます。この必要があるかどうか。それからは大して実益があるとして、やるかやらないか。その辺は私は運用にまかせておる

と思う。従いまして、国税庁といたしましては、先ほど長官からお話になりましたように、課税上の必要性、それからそのことによるいろいろな影響等も考えられまして、必要な調べをいたして行く、こういう方針をとるのは、これは税法上認められておる行き方ではないか、かように考えます。

○奥村委員　この銀行預金の調査ということは、最近非常に全国的に大きな問題になっておると思うのであります。それで小山委員から主として、預金は非常に臆病なものである、これに対する取扱いはよほど慎重にして行か

なければならぬ、こういう御意見で尋ねたのでありますが、私はまた国税局の方のいろいろな話を聞きますと、最近廣島、四國方面に参つてみると、金融機関が税務当局の調査に對して、非常に態度が冷淡になつた。調査に對して素直に應じない。それで所得の調査に非常に困難を來しておる。こういうことを実は聞かされておる。これははたしてどういふ向きからかういふふうな気分を持たして行つたのかどうかというのを、私は調べてみたいと思つておるのであります。が、こういうことを国税庁の方へ申し出ておるかどうか。同僚議員とこれはお尋ねの仕方が違ふのでありますが、しかしこれは大きな問題であつて、いろいろな立場から検討して行かなければならぬことではありますから、この預金の調査上、税務増及び国税局の方として非常に支障がある、そういうようなことを聞かされておるかどうか。この点をひとつお尋ねしたい。

○高橋(衛)政府委員 二、三の各局からの報告によりますと、ある程度非協力であるというふうな報告にも接しておるのであります。この問題は非常にデリケートな問題でありまして、どの程度必要があるか、またどの程度に調査すべきかという点につきまして、ことにその必要の程度いかんに関しては、非常に見解のわかれるところではあります。私も聞いたところでは租税の公平を保つためには、ある場合にはどうしても調査を必要とする。また先ほど奥村委員のお話の通りに、税法には税務官吏に対する完全なる権限が与えられております。しかしながら私どもの考え方としては、その権限を振りまわして、権限があるからいつでも調べるのだというやり方ではない、できるだけお互いに話し合ひでもつて、協力を得てやつて行くという趣前をとりたいというふうな考えでおるものであります。必要がある場合におきましては、たとへばどうしても調査を必要とする。しかしながら協力を得られないという場合においては、やむを得ず権限を行使せざるを得ない場合があり得ると思つておるのであります。しかしながらわれわれとしては、そういうことはまずいことであるから、できるだけ避けて、協力を求めて行くという方法で行きたいと思つておるわけであり

ます。○宮腰委員 三点ばかりお伺いいたしますが、政府は今回親心から閉鎖勘定というものを設けて、その滞納を調査するといふような考え方、並びに滞納したものを分納せよといふ考え方を採用されようといふことになりつつあります。これに関連いたしまして一つの事例として、本税を全部納めたのでありますが、なおかつ追徴税、加算税が残つておる。追徴税の問題は税務署にお願ひしまして、これは免除された。そこでまだ免除の通知は来ておりませんが、加算税の方を納めることになりまして、追徴税の方は目下申請中であるから、ぜひ追徴税を免除してくれ、こういうお願ひをしたところが、全部を納めなければこれは免除できぬ。追徴税の方が免除という決定をしなければ追徴税を免除しない、こういう事例があるのであります。しかしこれは公法上の問題でありまして、私法上においても、民事上の債権債務の場合において、少額債権につい

ては普通一般の催告によつて納められる可能性があるにもかかわらず、少額債権のために全財産を差押えたということに對しては、前の大審院の判例で、権限の濫用である、そういう場合には、差押えだとか強制処分をしないで、一般の任意の請求をして行くことが常識である意味合から、判例上ではこれは権限の濫用ということになつております。それからこれと関連しまして、この公法上の債権債務の場合でも、一応本税が納められ、そして加算税を納めたら、追徴税のさいなものであります。これは普通の請求によつて将来納められる可能性はある。しかもその資産状態が何千万持つておるというふうな会社に對しては、追徴税全部納めなければ、差押え物件を解除しないといふことは、法の精神からいへば、民法上の一つの判例からいつても、やり方が非常にまずいのではないかと。今の産業界で資金を調達すること、事業面について重大な一つの仕事であります。またそれだけならば経営がでないといふ場合に、この追徴税のみのことで差押えをしていくといふことは、資金調達について重大な障害であると考えられておる。政府は局長さんにも、長官におかれまして、そういう場合は適当な処置でこれを解除させまして、資金調達をさせることが、事業上当でないかと考えるのであります。政府はそういう場合はどういふふうなお考えを持っておりますか、伺いたないのであります。

○高橋(衛)政府委員 国税の徴収につきましては、差押えをいたします際には、未納税額に相当する財産を差押えするという建前になつておるのであります。す。従つてきわめてわずかの未納税額のために、莫大な財産を差押えるといふふうなことは、いたしておらないつもりであります。もしもそういうような事例があれば、これはすみやかに正すべきであると考えております。

○宮腰委員 そういふ具体的事実がありまして、私が国税庁のある係のところに参りましたら、全部納めなければこれは解除できぬといふことで拒否しておりました。これは法の上からは当然であります。民法上の判例からいつても越権行為である、権限の濫用であるといふことも出ておる関係から、これは大いに解除しまして、自由に金融措置を講じて行きます。事業の積極的運営に協力すべきである、こう考えるのであります。具体的事件の会社の名前は発表しません。そういう事実が絶対あるのです。わずか五十万円のために、約一千何百万円に相当する工場を差押えておる実例があります。ぜひこの点について今後御注意願ひしまして、できるだけこういふふうな便宜を与えてもらいたいと思ひます。

もう一つは、二十五年度の法人税の自然増収ですが、この点は一昨年十一月あたりに聞いたところの報告によりまして、二百二十七億くらいにあつたと聞いております。その後の二十五年度の法人税の自然増収がどういふ程度になつておるか。本税がどのくらい、あるいは加算税がどのくらいになつておるか。その点をちよつと伺いたしたいと思います。

○高橋(衛)政府委員 一月末までに納入済みになりました法人税の金額は、五百九十二億三千四百万円でありました。修正予算で増額になりました予算が五百七十二億七千八百万円でありました。予算に對しては約一〇・三・四の収入になつております。従つて今後なお二月、三月と二箇月を残してありますので、私どものほんの見込みでありますけれども、大体の見込みといたしましては、予算を百億程度上まわる収入が得られるのではないかと、いふふうに見通しておる次第であります。

○宮腰委員 それから個人所得税の現在の状況ですが、大分滞納があるようでありまして、どのくらい滞納になつておりますか。

○高橋(衛)政府委員 十二月末までの統計が出ておるのであります。十二月末現在におけるところの個人所得税の滞納税額は、五百八十七億九千万円と相なつております。

○宮腰委員 それから物品税の自然増収があるはずであります。物品税総体としての自然増収を伺いたしたいと思います。どの点が一番自然増収がありましたか。その点を伺いたしたのであります。

○高橋(衛)政府委員 物品税は一月末の収入済み額が百十五億三千百万円でありました。予算が百六十二億六千七百万円でありまして、予算に對して七〇・九%という収入割合になつております。しこうして今後の見込みであります。今後の見込みとしては、物品税はわずかながら予算に満たない金額になるのではないかと、いふことを、懸念しておる次第であります。

○宮腰委員 これと予算上の問題に関連しまして、だん／＼物価も上つて参りますし、おそらく将来修正予算を組

まなければ、財政上非常に困難な事態が生じて来るように考えられます。この場合に、大蔵大臣は約五百億ばかりの減税をするという事を説明されましたが、現状のままで行けば、おそらく減税はできなくて、あるいはかえって増税しなければならぬ場合もあり得る様に考えます。もしこの五百億という事を確定的に減税できるということになれば、おそらく将来に行つたらいふ／＼な行違ひが生ずるのじやないかと思ひますが、政府はどこまでもこの五百億の減税を断行する御意思があるのです。それともこの国際情勢を考えながらこの五百億の減税を見合せる考えがありますか。それを伺いたいと思ひます。

（小山委員長代理退席、委員長着席）

○平田政府委員 私は大蔵大臣が五百億さらに減税するとお話になりましたのを、まだ実は聞いていないのでございますが、どういふときの話でございませうか。今にわかになか／＼予断はできませんのじやないかと感じておる次第であります。

○宮腰委員 そうすると、これは局長は減税はできないというお考えですか。それとも将来はできるというお考えでございませうか。

○平田政府委員 どういう意味のお尋ねでございませうか。今にかくこの案を出して、七百四十億の減税をしようというわけでございませうが、それ以外にまた別途のお話でございませうか。どういふ問題でございませうか。よくわからないのでございませう。なおお尋ねによりましてお答えをいたしたいと思ひます。

○宮腰委員 実はこの間大蔵大臣が出席したときに、七百四十億の減税をするのだが、何か差引いて五百億ばかりの減税になるのだという事を言われておつたのであります。

○平田政府委員 その話でございませう、提案理由でいたしたわけでございまして、実は七百四十億の内訳を説明いたしたわけでございませう。七百四十億のうち、今提案しておりますこの改正によりまして、減税になる金額が五百七十一億五千八百万円になるのでございます。これに前国会におきまして、今回の減税計画と一環をなすものとして行いました酒税の引下げ、物品税の引下げによりまして減税額百七十一億五千八百万円を加えますと、七百四十三億一千六百万円になる、こういうわけでございまして、その五百億でございませうれば、まさに今回提案しましたものによるだけの減税分でありませう。それに前の国会の、今回の減税計画の一環をなしましたものを加えますと、二十六年度として七百四十三億一千六百万円になる、こういう趣旨でございませう。

○宮腰委員 私は関税の問題についてちよつと伺いたいと思ひますが、今までの第一次世界戦争でも、第二次世界戦争でも、結論は経済上の機会均等、たとえば資源の機会均等を破つた、こういう意味合いから戦争が起つたのじやないかと考えるのであります。そこで日本貿易は現在非常に順調であります。紡織業なんか米、米の九億何千万ヤールに対して、日本はわずか四百万ヤールで七億ヤールも生産しまして、大正八年以来の好景気を呈して参りました。

た。このようにわが日本の紡織業者は世界に貢献をしておるのであります。私はこの紡織業者がどん／＼発展することを期待するものであります。が、英國の考え方によれば、一つのブロック経済を形成しまして、英國の諸連邦の貿易については、なるべく輸入をしない、輸出を原則とするというふうな、ブロック的な考えを持つて来ておられることを新聞や雑誌で見えております。こうなつて参りますと、おそらく英國等における考え方とすれば、今後保護貿易だとか、あるいは関税障壁というものを考えはしないか。そこで日本の関税に關して特に考へて行かなければならないことがあります。輸出奨励の今後の障害であるところのいわゆる保護貿易のために、日本の商品が外國へ輸出できないという事態の生ずる危険がありますので、今の場合そういうような通商條約もありませうし、あるいはアメリカの御援助も頂戴しなければならいせんが、今後この貿易問題について、諸外國に保護貿易をかけるのか、あるいは差別関税を設けるとか、あるいはな問題が起つて参ると思ひます。日本としてはこの関税に關する問題を今後論議しなければならいせんが、政府はこの関税問題について研究されたか。また何か資料がありませうか、ちよつと伺いたい。

○平田政府委員 今の問題につきましましては、実はけさほど宮腰委員のお尋ねがございまして、関税改正に關する大體の方針を御説明申し上げておいたのでございませう。要點は、今の関税率が從量税はインフレの結果非常にばかげたものになつておりましたので、これを適当な税率に改めるといふのと、それから他面從價關稅で非常に高いのがございませうが、これは最近の關稅の世界の情勢から見まして適當でございませうので、適當なところに引下げる、そのしほ必要最小限の關稅で産業の助長をはかつて行こう、こういう趣旨からいたしまして、目下關稅定率法の全面改正案を政府において作成いたしております。近くこの大蔵委員會に提出いたしまして、御審議を煩わす見込みでありますことを重ねて御説明申し上げておきます。

○宮腰委員 それに關する資料がありましたらならばぜひ拜見したいと思ひます。米國は自由貿易態勢を確立しようといふ／＼政策を考へておるようでありませうが、日本も將來そういう自由貿易態勢に加盟して、日本の貿易が發展するかどうかという問題がありませう。現在の狀況では、産業の合理化施設が不十分のために、外國資本によつて倒れる業者も相當できて来るのではないかと。そういう意味合いで日本の産業保護のために、關稅の方法が何かで保護を与えなければ、おそらく日本の經濟の將來は外國商のために圧迫されることがあると思ひます。今のうちに自由貿易態勢に対する検討をしなければならぬと思ひますが、政府ではそういう關稅貿易と日本の産業育成の上の研究をされておるかどうか。それも伺いたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の問題につきましましては、もちろんひとりで大蔵省だけでなく、むしろ通商省、安本あるいは各省におきましても十分研究いたしまして、それ／＼必要な措置をとることにいたしております。今の關稅定率法もそのようなことを前提にいたしまして、この際として適當な關稅率を盛りまして、日本の産業の保護育成をはかつて行こうという見地から、全面改正をいたすことにいたしておるのであります。これは相當大膽な案でありまして、いづれ大蔵委員會に提出すると思ひますが、その際にはなお十分御審議の機會があるだらうと思ひますので、その際にお譲り願えますと好都合かと存じます。

○三宅（則）委員 私は過日來質疑の通告をいたしておきましたが、この關稅の改正に伴ひまして、ことにこれに關係の深い法案を近日議員立法として提出しなければならぬと考へております。幸いに日本は平田主税局長並びに高橋國稅庁長官二人おいででございませうので、この際認識を改めておきたいと思ひます。と申しますのは、法人稅、個人の所得稅を初めいたしまして、わが國財政の根幹をなすのは租稅であります。租稅の公平を期し、また國民の納得の行きまづ租稅をいたすのには、お互いに稅に対する了解が必要であります。それには今日のごとく複雑多岐にわたる稅法でありましては、やはり稅務代理士という戰時中の昭和十七年から今日まででき上つておる制度は、私どももいたしましてはむしろこれは官僚の獨善と申しますか、統制經濟のさ中にできたものでありまして民主的でない、こういう点から考へまして、ぜひ民主的な納稅、民主的な代理士に切りかえたいというのが多年の念願でございませう。それにつきましては弁護士と稅務代理士、これに公認會計士、こういう三つの稅務代理士の業をなすものがある。私どももいたしましては弁護士でも公認會計士でも、

て、この際として適當な關稅率を盛りまして、日本の産業の保護育成をはかつて行こうという見地から、全面改正をいたすことにいたしておるのであります。これは相當大膽な案でありまして、いづれ大蔵委員會に提出すると思ひますが、その際にはなお十分御審議の機會があるだらうと思ひますので、その際にお譲り願えますと好都合かと存じます。

今度できますが税務士会に加入して、国税庁がこれに通報を渡し、またこれを監督というよりは連絡をとる、こういう線をとることが必要であると考へておるのであります。今度われ／＼といひましては十分これを考へまして、弁護士、税務代理士も今度できますが税務士会に入つてやるといふ、こういう線をしたいと思つておりますが、一休国税庁並びに大蔵省では、どういふような観点から今日これを持つておられるか、この際承りたいと存じます。

○平田政府委員 税務代理士の制度につきましては、大蔵省といたしましては、この際全面改正を望む希望はいたしておつたのであります。国会で御提出願います際におきまして、もちろん政府の意向を十分御参酌願ひたい、よく意見のあるところを申し上げたいといふふうに考へておきまして、目下いろいろな角度から検討いたしまして、最終案をとりまとめ中でございます。その際におきまして、今の会の加入の問題でございますが、やはり私も一応今のところといたしましては、公認会計士、弁護士、これはいわゆる筆記試験等の試験は免除してもいいだろう。ただやはり税務代理士の業務を行うにつきましては、登録と申しますか、登録をしていただきたい。それで登録をしていただいた方は一定の会の組織に入つてもらひまして、そこでいろいろ自治統制みたいなことをやつてもらひように願ひたい、このように考へております。ただこの会を全部一本のものにするかどうか。あるいは場合によりましては、別に会をつくつて、それに加はしてもいいようなことにするか。その辺のところは若干問題がございます。

いまして、大蔵省としましてはまだ最終意見を固めておりません。実情をよくお聞きしまして、大蔵省の意見も決定しまして、その上で御意見を申し上げたいと存じておる次第でございます。

○三宅(剛)委員 私はこの際国税庁長官もおいでになりますから、お聞きしてみたいと思ひます。東京には弁護士会が三つある。東京弁護士会、第一弁護士会、第二弁護士会、こういうふうにあるのであります。かりにこういふとしますと、弁護士のみの税務代理士会、たとえば公認会計士もしくは計理士あるいは税務代理士等を含めた税務代理士会というものををつくるか、この二つの線もあると思ひます。願ひくば私も一つは一つの単一にいたしまして、ほんとうに国税庁の意見がずつと浸透する、こういうふうにいたしたいならば、非常に監督上にもまた実情にも便宜であると思ひます。これに對しまする答弁を求めますことが一つと、それからもう一つは今度は国税庁長官に申し上げたいのです。代理権ですが、われ／＼はこれに對しまして、弁護士さんの方にはほんとうにこの代理士と言ひますと、告訴人なりあるいはその本人にかりまして、すべてのことを代理しておる。ところが税務代理士の方は名は税務代理士でありすが、実は決定する場合におきまして、税務代理士を呼び出さなくてはつてにきめておる。これが今日国税庁の管内においては往々に行かれておる。どこにも税務代理士というものは、ほんとうの権益がないというように考へられるのであります。もし私どもの観点からいたしますならば、会社が署名し税務代理士が署名したもの、両方が署名したものに對しましては、必ず弁護士と同様に代理人の意見を聞いて、調査する上においても、また決定する上においてもこれらの意見を勘案、一致させてから決定するのが順序である、かように思つておるのであります。国税庁長官は一体どう思はれておるか。この二点について主税局が一つ、国税庁の長官が一つ、こういうふうにはつきりとした意見を願ひたい。

○高橋(審)政府委員 先ほど主税局長からも答弁を申し上げましたように、この問題はまだ政府内でもはつきりした意見のとりまとめができてないのであります。それから、しつかりした意見のとりまとめができました上で、必要がございましたら私どもの意見をその際に申し上げたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 もう一つつづ込んだことを伺ひますから、これはほんとうのことを伺はせていただきたい。やはり地方をまわりまして陳情を受けたことでもございますが、税務代理士というものは相當貢献しておるのであります。大部分は、九九％まではしつかりした人物がやつておる。それにもかかわらず、税務計理士をさしおいてかつてに更正決定をする、あるいは調査するといふことになりまして、これはほんとうの親心というものが通じないわけでありまして、でありますから税法の改正をするときには、もちろんこれを考慮の中に入れなければなりません。が、今意見がまとまらぬといふならば、あしたでもよろしゅうございませうから、ひとつ研究をしていただきたいと思います。

ありますが、私どもの観点から申しますと、弁護士さんでも、訴訟に對しては、いわゆる商標権でありますとか、あるいは特許権等につきましては、弁護士さんと共同いたして代理して訴訟できる、こういう線があるわけでありまして、してみますと、税に關します知識を持つておると言われる今度の新しい税務士については、ある程度まで弁護士さんと共同いたしまして訴訟代理ができる、あるいは陳述ができる、こういう線を開いた方がしつこく穩健であると思ひますが、これにつきましてはどう考へになつておりますか、承りたい。

○平田政府委員 今の問題も私も一つの問題として取上げておるわけでございますが、ただ訴訟になりますとやはり弁護士については例はございまして、けれども、弁護士という特別の制度がございまして、これも弁護士になるといふ原則になつております。これに對する一つの例外を設けるということになるわけでありまして、はたしてそこまでする必要があるかどうか、その辺のところにつきましてはよく検討する必要がありはしないか。大蔵省は必ずしもそのことについて反對というわけではございせんが、それ／＼のところにおきましてこれについても相當意見があるようにございまして、従ひましてその点につきましてもよく関係の方とも打合せまして、最終的な意見を近く申し上げるようになつていきたいと思います。

せまして、この税務代理士法の改正なりあるいは公認会計士法の改正法なり出すのであります。してみますと、われ／＼といひたしてもでき得べくんば国民大衆の意見を聞いて、そうして円満な納税、またある点まで了解のできまする税法の普及、こういう点を主眼に考へておるわけでありまして、また明日にも施行してやることになりまうから、どうか政府当局も資料等を出していただいて、われ／＼と協力して、この戦時体制から切り抜けて講和体制に至る今日におきましては、最も民主的納税機關であり、補助者であり、また代理人であるこの権益を擁護し、また国民大衆諸君とともに完全なる納税を進行いたしたいと存じますから、これに對して偽らざる告白を聞きたい。

○高橋(審)政府委員 米国の例等につきまして申告納税がほんとうに完全に運用されるためには、單に納税者のみならず、それ以外に会計士と申しますか税務代理士と申しますか、納税者の補助的な役割をするところの機關が、十分にその機能を發揮することが必要であるといふことを、痛感してゐる次第であります。ことに税が相當負担が重い場合におきましては、公平の見地からいたしまして、税法が漸次難解になることは避け得ざる傾向であります。従つて何といたしまして、その面について非常に明るい専門家の相當多数がおられまして、納税者の申告等に際しまして誤らない申告をする手助けになつて行くといふことが、税務行政上非常に望ましいところというように考へておる次第であります。従ひまして現在の税務代理士は、もちろん今

後新しくなられる税理士と申しますか、そういう方々につきましても何とかしてその地位を向上していただきたい、またその意見も向上していただきたい、ほんとうにそういう権利として認められぬまでも、一般の納税者並びに政府の両方から尊敬される人々になつていただくということを、更心から望んでおる次第であります。

○三宅(則)委員 私主税局長さんのおいでになる時には聞いたことですが、国税庁長官がおいでになりますから重ねてお伺いしたい。税法は千何百條からありましてなかなかむずかしい。そこで一般の大家諸君はこれを見る人は少ない。これではほんとうの税の徹底を期し得ないと思ひますから、どうか大蔵省並びに国税庁におかれましては、普及版と申しますか、わかりやすいもの、たとえば法三章とわけて見せられ、かりに十分の一の百條くらいでわかるように、あるいは例を示したりいたしまして、普通の納税者はその普及版を見れば大体に納税はできる。むずかしい問題、審査、再調査、あるいは訴訟になつた場合はとの巻の千何百條を見る。あとふだんの事務は百條くらいの簡単な條文によつて、すべて一般の納税者が理解できるという制度を講じたいと思ひます。主税局長に申し上げておきました。国税庁としての最高責任者である長官はどう考へておるか。早くこれを徹底させるために普及版でも出して、納税者の便益に供することが必要であると思ひますが、これに対して長官の所見を承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 ただいま三宅委員のお示しになりましたような、つまり

り税法そのものではなくして、法律の言葉を離れたところの、われわれにわかりやすいところの言葉で説明されたものが必要であるということ、私どもも非常に痛感しておるのであります。従ひまして何とか近い機会に權威のある方々といふものをつくり上げまして、出すことにいたしたいと思ひます。ただ遺憾ながら当初からそういうようなことを考慮しておりました

が、本年はまだその運びに至らなかつたわけでありまして。しかしながら同時に申し上げておきたいと思ひますことは、実は申告書の書式、これがやはり今まで法律の條文等にとらわれまして必ずしも容易ではなかつた。それを今回は相当思い切つて簡易化しまして、特に法律用語等も全部除きまして、おわかりになりやすいような簡便的な改正をいたしたわけでありまして。それに付随する説明書等についても、何とかだけお読みくだされば、正確な申告書をお書きになれるという目標をもつてつくつたわけでありまして。なおあれらについても御批判をいただきまして、なお今後改正したいという方向に向つて行きたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今回の国税庁長官のお話にも賛成です。ぜひ近いうちに出したようなわかりやすいものを出していただきたい。また前々国会から申しておることでもあります。そうしたような農業者には農業者にわかるような説明書、商工業者には商工業者にわかるような説明書、こういうことを主張しましたところ、幸い大蔵省並びに国税庁におきましては、その解説書と申しますか、注意書ができたわけであ

りまして、これはたいへんに進歩したものであると思ひますからして、そののみならず一般の税法についても、今私が申したような趣旨をなすべく二十六年度内に完成するような意味合いにおきまして、あなたの方の係等を奮勵いたしまして、早くそういう普及版を発行せられんことを希望いたします。

次に私は税務代理士法の提案者にならなければならぬから、私どもも十分資料を集めまして、政府に対して協力いたしますから、どうか大蔵省におきましては、どうか大蔵省に勇猛果敢にわれわれの意見を取入れられんことを特に希望しておきます。

○奥村委員 私は相続税の改正で、生命保険金を特に十万円まで控除する、この規定に關連してお聞きしたいと思ひます。この規定は特に資本蓄積のために、多少公平の原則を欠いてでもやろうということでありまして、しかしまだ私も疑問に思ひます。これは、現在の生命保険会社が、はたして相続税法で公平の原則を欠いてまで、こういう規定をつくるまでに資本蓄積に協力し得るかどうかということでありまして、おとどきの年末の考課状を見ますと、全国の生命保険会社の保険料収入が八十五億、それに対して事業費が六十一億、保険料収入の約七割以上を事業費つまり経費としてとつてゐる。積立てになるのはわずかに十七億、そういうようなことで、これは資本蓄積にならぬと思ひます。それからまた終戦後、いわゆる臨時措置の名のもとに、保険会社によつてはかなり保険契約者にいろいろの意味で迷惑をかけております。それを今度は

特にこの法律で生命保険に限つて十万円特別の控除をするということは、私はまだ少し時期が早いのではないかと、こういうふうにおもひます。そういう健全な経営の保険会社ばかりになつたとは私思ふのであります。その点主税局長の方で十分お調べになつたかどうか。お調べになつたとすれば、その資料をひとつお願いしたいのであります。

○平田政府委員 確かに奥村委員の御指摘になつた点は、最近、最近と申しましてもインフレがとまる前の保険の事態を示しておるところだと思ひます。しかしその後私どもの情報によりまして、保険の金額も相当ふえております。し、保険料等も相当増加しております。おとどきの調べるようにございまして。私どもの調べましたところによりますと、二十五年の九月末現在でございまして、生命保険の保険契約金の総額が五千五百八十八億三千万円になつております。保険料が二十四年十月から二十五年九月までの一箇年の収入保険料でございまして、それが百六十六億八千三百四十四円になつてございまして、相当増加の傾向にあるようにございまして。営業費もおそらくある程度ふえておると思ひますが、蓄積された部分は相当増加しておるのではないかと、いふふうに思ひます。それは何と申しましても、インフレによりまして一番犠牲を受けましたのは、実は保険——それは保険会社といふよりも、むしろ保険契約者であつたと思ひますが、そのために非常に保険思想がこわれておる。しかし保険の形で資金が蓄積になり、保険によりまして事故等が発生した場合に保険金をもらう。これは私は非常に社会的に

も大きいところがあると思ひます。ですが、そういうものの再建をはかることは、何と申しましても重要なことではないかという点を考へまして、今回特に所得税におきまして二千円の控除を認め、相続税におきしても各相続人ごとに十万円まで非課税にする、こういう措置をとつたのであります。私はこの措置によりまして、保険の形による資本の蓄積が相当ふえると同時に、保険による社会福祉の増進ということも期し得るのじやないか。そういう点から考へますと、率直に申しましてこの措置は相当いい措置じやないか。何人も入れればこの恩典に浴し得ますので、実質的には相続税の基礎控除がある程度上げたのと同様になります。所得税におきまして、すでに二千円以上の払込み保険に入つてゐる場合は、基礎控除を上げたのと同じになります。負担の点から行きましても、その大きき公正の原則には反しませんが、その効果の方がきわめて大きいじやないか。このような意味におきまして提案いたしました次第であります。

○奥村委員 私はただいまの保険会社の経営内容などについては、非常に健全な保険会社とありますが、中には非常に悪いところもある。ところが今度の相続税法の改正を盛んに宣伝してまわつて保険の勧誘をする。その間に健全な保険会社がこれに介在して来たらしいへんだ。それでどの程度主税局長の方で保険会社の内容を調べたのかといふことをお尋ねしておるのであります。その具体的な御質問は資料をいただいてからにしたいと思ひます。

それから第二番目に、大して公平の原則を害しておらぬ、こういうお言葉であります。これもまたお受取りすることはできぬと思う。この相続税法は、申すまでもなく相続人に相続税をかけるのである。それで相続人ごとに保険金として十万円ずつ控除されるといふわけですね。そういたしますと、かりに甲という人が配偶者と子供を五人持つてゐるとすれば、六十万円というものは保険金の名のもとに控除になるということになつて、これは非常に公平の原則を欠くのではないか、こういうふうに思う。同じように六十万円の山林を持つてゐる人は、どういふか、いかにして相続することができるといふてい保険に加入するような有利な控除を受けることができないといふことになりまして、かねて長い間の懸案である山林に対する相続あるいは山林の譲渡所得税、これは何とかしてやらなければならぬといふことから考えますと、私は多少生命保険の控除を考えた、私は多少山林の方をもつと先に方法を考へていただいたらどうかと思ふので、特にこのことをお尋ねするのであります。そこで、こまかいことではあります。第三條第一項の一、保険金の合計額十万円といふことになつておるのであります。これは被相続人の合計額の十万円といふことになつておるのであります。相続人の受取つた保険金の合計額十万円といふことになつておるのであります。被相続人が何人もできる、あるいは保険でいへば、被保険者が何人もできる。それを一生通じて受取つた保険金の合計額十万円、こういうことになりませんか、この

点をお伺いいたします。
○平田政府委員 新しい相続税法は、奥村さんによく御存じのように、相続人つまり財産をもつた人ごとに課税するといふ原則にいたしております。基礎控除十五万円でありまして、相続人がたとへば五人おられますと、平等に分割した場合を考えますと、十五万円の五倍の七十五万円までは、実は相続税はかからないという結果になるのです。それが昨年の相続税法改正のうちの一番大きな点であつたと私も思ひました。基礎控除は改正前が五万円であつたのであります。それを十五万円に上げたのであります。それを十五万円に上げたのであります。それと基礎控除を上げて行くといふことを繰返して御説明申し上げたのであります。これは新しい相続税法の特色と称すべきものでございまして、従ひまして保険の場合におきましても、特別の控除は同様におきておるわけでありまして、相続人ごとに十万円といふこととでございます。従つてこれは相当大きな恩恵とやないかとおつしやいます。それは私も相当な恩恵であるといふことは感じております。ただ今申しましたように、あくまでも保険はだれでも入り得るし、入ればそのチャンスにあずかり得る。しかも額が非常に多額な保険のものはいくらでもございまして、下の方の保険を非課税にするといふことになつて、十万円ずつに限つておりますから、非常に大きな金持の人が保険の形で非課税になろうと思ひまして、それはおのずから限界がついて来て、それは不公平にはならない、こういう意味合いにおきまして、私はこういう控除の制度は公平の原則にもそれほど反しないといふ

ことを申し上げたのであります。それに関連して、それならばほかの方もつと考へたらどうか、こういう御意見かと思ひます。これはそれ／＼理由がありまふ場合におきましては、私も考へてゐると思ふのであります。ただ山林といふ場合におきまして、特別に控除することがいかにどうか。それはさう簡単にはな／＼結論が出ないのではあるまいか。農地の場合もございまして、それから中小の工場の場合におきましても、相続の機会に工場を分割しなければならぬといふたような場合も、あるいは出て来るかもしれない。これは全体的な問題でございまして、それは一にかかつて相続税の控除の税率がはたしていかどうか、そういう問題として検討すべき問題ではあるまいか、かように考えます。それからもう一つ、山林の場合は譲渡所得税の問題があるわけで、これはちよつと山林が長期にわたつて所得を見ます関係上、少し問題があるかと思ひます。ことにこの前の財産税の課税の際においても、山林の評価がなかなかむずかしいので、なるべく高い評価にならないようにという配慮を加へました結果、財産税の評価額といふものは、実際上少し低くなつております。その結果再評価いたしましたも、相当な譲渡所得税が出て来る場合があるのでもございまして、この山林の評価につきましては、現実に処分しないで処分をしたと同じようにして課税する場合の評価につきましては、もちろん適正を期さなくてはなりませんが、やはりさう無理は来さないような措置をするといふことに、結局においてならざるを得ませんし、また最近におきまし

ても、そのような実物に関する評価は原則を立てることになつておりますので、その辺で結局極力実情に即するやうなことをやりますれば、さう山林に対してだけ酷だといふことにはならないのではあるまいかと考へております。物納の制度もございまして、いろいろ問題もございまして、今山林についていろいろ希望はありましたけれども、特に特例を設けるというところまでまだ実は研究が積んでおりません。しかし山林の問題は複雑な事情もあるやうでございまして、よく研究してみたいと思つておりますが、簡単に山林について特例を認めることは、なかなか問題が多くなるやうでございまして、その点も御了承願ひたいと思ひます。
○奥村委員 保険金の合計額といふのは、一生を通じて相続人の受取つた保険金額の合計額か。あるいは同一被保険者から受取つた合計額かどうか。
○平田政府委員 今の点は條文によりまして、十二條の第一項に「第三條第一項第一号に掲げる保険金の合計額のうち」こゝ書いておられますが、第三條第一項第一号に掲げる保険金、このまゝの規定からいまして、同一人について受取つた保険金であります。
○奥村委員 そういたしますと被保険者が死亡した。その被保険者の保険金の合計額である。そうするとたとえば保険金の受取人の立場で言いますと、父親から十万円の保険金をもらふ。母親から十万円の保険金をもらふ。あるいはおじいから十万円の保険金をもらふ。それが十万円ずつ全部控除になるのかどうか。その点をお伺いします。
○平田政府委員 第三條第一号で「被

相続人の死亡に因り相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合においては」その場合に適用するのでございまして、それはもちろん被相続人が違ひますれば、違つたことに十万円といふことに相なると思ひます。
○奥村委員 そうすれば、これは当然法文の解釈からいつて、相続人の立場で行きますと、父親からも母親からも、あるいはいじいさんからも、一生を通じて保険金としての相続は、これは何人からも受けて、何十万円もある。それを被保険者から一人に十万円ずつ控除されるということになるわけですね。そうすると、これはたいへん公平の原則を害するといふことに私はなつて来ると思ふ。しかしこれは法文上の解釈になりますから、議論にわたる点はまた追つて別の機会にいたしたいと思ひます。
そこで三万円の少額控除がございまして、かりに甲なる者が自分の配偶者及び子供五人おられますと、六人に対して毎年三万円ずつを少額贈与いたします。そしてこれには相続税はかかりません、こゝういふことに持つて行こう。この場合に一番手早く考えられるのは、保険に入ることで、保険に入つてその保険料をやる、つまり贈与する。その形式で行けば一番いい。これはだれしも考へつくと思ふのであります。そこで被保険者を本人にしまして、そして保険金の支払人をその子供にいたしまして、その保険料はつまり贈与の形で子供へやる。こゝういふふうにしたますれば、その保険料の支払いは、その子供の名義で支払つたといふことに認められるかどうか。この点をお伺いします。

○平田政府委員 今の名義というお話でございすが、実質上子供が保険契約者になつて、その子供が払う保険料を、おやじさんから現実に贈与でもらつておる、こういう場合は、もちろんその贈与に對しましては、年額三万円以下でございすと課税いたしませう。ここに相続人の相続が開始した場合に、相続人の保険金に對して課税いたしますのは、その保険契約に對して被相続人が負担した保険料に對する分でありまう。その場合におきまして、この保険金の課税をいたすわけでございます。それについて同時に十萬円の控除が認められる、こういう關係に相なるかと思ひます。

○奥村委員 ただいまの御答弁によりますと、三万円までの金なら現金で子供へ贈与して、その受取つた子供がそれを保険料として払うならば、これは子供が保険契約者になり保険料の支払人になる。この場合はそれで保険金を受取つても、これは相続にはならぬ、こういうことになるわけなのですか、その通りですか。

○平田政府委員 保険金を生存中に子供が受取りますと、これはもちろんその子供の所得になりまして、保険金としてもらった金額から保険料として払い込みました金額を差引いた残りが、雑所得として課税になるということになると思ひます。

○奥村委員 これは所得税の方であつて、相続税としてはかからぬ、こういうことがはつきりいたしました。そういったしますと、そういうつまり三万円までの少額控除の面からいたしまして、それ／＼すでもう保険に加入して、それだけの金は相続というところで

なしに贈与することができると。そういう道があるにもかかわらず、また別に十萬円の控除を認める。もちろん子供については所得税はかかる。しかし払つた、つまり保険金を差引いた残りの雑所得だけにかかるのであるからして、これはまた全然別問題だ。そういったしますと、この保険金などを利用しての相続税をのける方法というのは、私はいろいろあると思ふ。ところがただいまの局長のお話によると、山林などについては、その相続の場合の評価は、できるだけ何と申しますか、隨便に見て行かう、こういうことを言われるが、これは主務局長の御答弁では言ひ過ぎではないかと思ふ。法律をつくる方であれば、これは確かならつきりしと時価ということをお書きになる。時価といふことが、何をいつて時価で行くか。これは国税庁長官の方でおやりになる。特に山林といふことになる。いろいろ／＼な評価の仕方がありまして、山の出しぐあい、運搬その他すべての條件から行きまして、いろいろ問題があろうと思ふ。しまする以上は税務当局のやり方によつて、ひどいものあれば軽いものもある。従つてただいまの主務局長の御答弁は當らないことである。われ／＼はそういうことは受取れないと思ひます。そこで相続の場合に、一應譲渡所得税が山林にかかる。それからまた相続税がかかる。この二重に税がかかるのを何とか控除の方法はないか。これは私がずいぶん前からお話をしておることでありまう。そこで相続税の場合は、ただいまもお話の通り、それ／＼十五万円ずつの基礎控除がある。少額控除その他の特別控除がありますが、所得税の場合

はこれは相続人一人に對してかかるのでありますから控除は少い。しかも一旦譲渡したものとしての所得税がかかるのでありますから、おそろく今後山林の所有者が死亡しました場合には、山林を売却することには相続という手続はできぬことになる。今後日本の山林はほとんどは山になるというので、非常に心配して緑化運動その他植林の運動をやつておるわけでありまう。これを何とか法律に盛り込むことができないか。先ほど申し上げた生命保険についてはいろいろ方法があるにもかかわらず、なおこの上に今度特別の控除を認める。これと比較すると、私は非常に山林については当局の御考慮が少いと思ふのであります。どうもこれは議論にわたりますので、なおもう少し私資料を調べた上で、また別の機会に追つてお尋ねしたいと思ひます。

○平田政府委員 少しお答えし過ぎますが、その三万円の少額贈与の控除があるといふのは、これは何も保険に限らないのであります。年々株でも三万円以内の金額を子供に贈与しておきますれば、これはかからないのでございします。もちろんその場合におきましては、保険料として贈与した部分も、株の名義をかえて株を贈与した部分も、あるいは銀行預金の形で子供の名義で財産を移しておくと、この全部を含めて三万円になるのでもございします。これは何も保険に限つたことではない。やはり三万円の少額控除、その結果としてさうなことに相なると思ふのであります。山林の場合もこまかく分割すれば、従つて同様なことになり得る。ただ山林の場合はわけ

けにくい。農地の場合もわけにくい。それからさつき申しましたように、町工場の場合もわけたとなか／＼うまく行かぬ、こういう事情がありますので、あるいは保険の形あるいは預金の形あるいは株式の形で贈与し分割するのと比べてはかりにくい、こういう事情が確かにあると思ひますが、私は別に特に保険に限つて有利にしてゐる点ではないと考へます。

それからもう一つは評価の問題ですが、これは私は實際のことを言つておるのであつて、税務はお話の通り時価でございます。時価の評価はなかなかむずかしいのが通例でございます。相續税の評価の際におきましても、これはどういふ評価が現実に行われてゐるか、それを奥村さんよくお調べ願へばわかると思ひます。さういふ点から行きまして、大体をうせざるを得ぬ、さういふうなことになる実情だといふことを私は申し上げたのであります。

それからもう一つ譲渡所得税と相続税の問題でございますが、これは譲渡所得税を一応差引きました残りに對して、この相続税を課税するといふことで、税法の理論はやはりはつきり貫いております。たとえば、山林を売つたとたんになくなつた、こういうような場合と、山林を持つておりましてなくなつて相続を開始した、こういう場合と課税上差をつける理由に乏しいのではないかと、かような制度にいたしておるわけでございますが、實際の問題としてなか／＼負担に耐え切れぬ、結局ある程度物納しなれば納まらぬだらうと思ふ。これは相續税全般として、相当高率な課

税をいたすことにしております結果として、場合によりましてはさういふことになつて来るを得ない。しかしそれほどまとまつた山林の所有者でなく、中位の所有者でありますと、年賦延納その他の方法で納め得る場合もあるだらうと思ひます。しかし相当多額の所有者でありますと、相續税の税率は五萬万円を越えまうと九〇%になつて参りますから、これはどうしても物納によらなければ納まらぬだらう、さういふところだらうと思ひます。しかしその場合問題はひとり山林に限ります。あるいは相續税につきましていろいろ高率課税がいかにどうか、これはいろいろ問題があると思ひます。しかしこれは昨年実行したばかりでございますから、もう少し実施の状況等を願ひまして、将来は研究してみたいと思ひます。

○宮崎委員 関連質問です。たゞ／＼相續税の問題に及びましたので、この際省の方針をただ一言確めておきたいと思ひますが、現行の相續税法は、御承知のように昨年であつたと思ひますが、始まつたのであります。一体相續税法の、とると言ひますが、課税すると申しますと、その根本理念は時代によつて相當變遷して参つたのであります。最初相續税が戦時の補完税として設けられたのは、たしか日露戦争のときであつたのだといふ記憶しておりますが、そのときには課税の方針はいわゆる恩情主義と申しますか、おおむね人生最大の不幸、當時家の制度がありまして、家督相続人の死亡、家督者の死亡、戸主の死亡、親の死亡、こういうことが中心になりまして、家の最大不幸のときに課税する税でありま

すので、わかりやすい言葉で申せば、きわめて恩情をもつて、できるだけ負担を軽くしてやるような方向に考えた方がよいではないか、こういうような意味で立法されておつたと思います。当時の国会の記録等を讀みましても、さうに拜承できるわけです。その後時世がかわりまして、金持の子供が財産家になり、不動産をたくさん持つておるものの子供が大地主になるということは、これは勞せずして宝の山に入るようなものであり、いわば不勞所得のようなものである。ちやうど賭博に類似して、えてして偶然に利益を得る、こういうことになりまから、こういう点からできるだけ高率の税をとる、これが正しい、こういうような理論が生れて来たように考へておりますが、現在の相続税法を中心とし、また將來に考へて行きます相続税の課税の方針というものは、ただいま申し述べました恩情主義と申すものか、あるいは偶然主義というものか、いずれに傾いておるのか、あるいはその半ばを行くものであるか、どういふ方針でおやりになるのか、この理念と申しますか、課税理念をひとつお示しいただきますならば、相続税の評価とかあるいは課税の程度がどういふふうになつたら安くなるか、どういふふうになつたら高くなるかというこの考へ方が、おおむね了解できるのではないかと思ひますが、この点について將來の変更は別として、お話をいただければけっこうであります、お教えを願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 課税の実際の運用ということになりますと、これは私は実情に即しまして公平を期するというこ

とに盡きると思ひますが、評価がなかなかむずかしい点もございますので、できるだけ実情に即しまして、安当な結論が出るように努力する。その結果山林の評価等非常に困難で、ややもすると實際より高くなりがちなような場合におきましては、あまり無理をしないといふようなことに自然になるのが、結論じやなかろうかといふことを申し上げたのであります。しかしこれはあくまでも實際に即しまして、公平をはかるということであるべきものでないか。相続税の全体の制度の問題として考へますと、新しい相続税法は相當進歩的と申しますか、相當進んだ税法の一つでございまして、ある意味におきまして進歩的である、それが今の日本の経済の實情に即する、即しないか問題があると思ひますが、すべて所得税の方におきましては、あまり高率課税はしない、最高税率も五五、市町村民税を入れますと六五くらいになるのであります、この税率は實は世界のどの所得税よりも低いのであります。大体文明国の所得税は九〇以上、イギリスは九七・五、アメリカが九一、それからドイツもたしかこの間調べてみましたら、九五の最高税率を所得税で課税しておるようであります。しかし所得税であり高く課税するのは、いろいろな意味において安当じやない。一つは所得の正確な申告と把握に阻害がある。それから一つは正しい働きをしたり、相當正しいもうけをした場合におきまして、根こそぎ税を納めていただくのは、勤勞意欲なり事業意欲の妨げになる。そこでこれはある程度にとどめておきまして、極力財産の

蓄積をはかつてもらう。その反面ある個人が財産を蓄積しまして死亡した際におきましては、これは相當高い財産課税を行ひまして、それで必要な公平をはかつて行こう、こういう趣旨に突はできておるのであります。それと同じにその財産を相當多数の人に分割した場合におきましては、これは相続税の負担は輕くなる。富がある一人の人に相當まとまつて、代々引續いてたくさん蓄積されるというのは、どうもいかがであらうかという点は、確かに相続税の中に入つてゐるようございまして、従つて同じ一億円の財産でありましても、それを五人に二千万円ずつ相続いたしました場合と、それからそれを一人の人が相続した場合とは、負担が十分違つたのでございまして、なおなくなりましてときに公益事業等に寄付いたしました場合には、その部分に對しては相続税はかからない、こういうようなことにいたしておるのでございまして、昨年つくりました相続税は世界の直接税の立法例といたしまして、ある意味において相當進んでおる。ある意味においては實情に即しないといふ非難も受けるかもしれませんが、そういうふうになつておりますことを御説明申し上げておきたいと思ひます。なおおかしな点は、相続税といふものについては、私はあまり根本はたび／＼かえぬ方がよいのじやないか、實情に即してもやはり實情に即しないといふことではあります、またそういう際におきまして實情に即するように改正するといふことにつきましては、研究を怠るべきではない、かように今のところ考へておる次第であります。

○夏堀委員長 この際御報告しておきます。明十七日の公聴会における公述人選定の件についてであります、理事會におきまして次の七名を公述人に選定いたしましたので、御了承願ひます。なお明日の公聴會は、午前十時より開會の予定でありますので、委員諸君の御出席をお願いいたします。

學識経験者一橋大学教授井藤半彌君、東大経済学部助教授武田隆夫君、京橋税務署長中村末藏君、十條製紙常務取締役金子佐一郎君、大阪銀行副社長堀田庄三君、全日本中小工業協議會副委員長中島英信君、總同盟法律對策部長前田正次君、以上七名であります。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後五時十分散會